基安計発第0325001号 平成17年3月25日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長 (公印省略)

安全衛生指導結果を登録するための労働基準行政情報システムの改修等について(回答)

標記につきましては、平成16年8月24日付け基安計発第0824001号及び平成17年1月12日付け基安 計発第0112001号により都道府県労働局から多くの意見等が寄せられました。

今般、都道府県労働局から寄せられた意見等に対する回答を別添1及び別添2のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

頁 行	Ī .	原案	意見及び修正案	理由	回答
全体		システム改修について	監督指導結果システムの改修により、対応する。例えば、労働基準行政システムを以下のように変更する。 ① 監督結果等情報システムの「監督官氏名」を「監督官氏名又は技官氏名の選択とし、「監督官・技官氏名」とする。		原案の主旨で問題ないと考える。 今回のシステム改修は、監督結果等情報と安全衛生指導結果等情報に共 通する部分については、統一しており、さらに安全衛生指導結果に特有 の情報も盛り込めるようにしたものである。
			監督システムと総合対策システムをの関係と同様 に、個別指導システムと総合対策システムを相互に リアルタイムでリンクさせて欲しい。	(沖縄) 総合対策の計画・実績を一元管理したい。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
			監督システムのコピーではなく、安全衛生指導の独 自システムを構築して欲しい。	面に押し出したシステムを構築すべきであるため、 独自のシステムにしないと活用しにくい。	原案のとおりとする。 今回のシステム改修は、監督結果等情報と安全衛生指導結果等情報に共 通する部分については、統一したものであり、効率的なシステム構築の ために監督結果等情報管理機能で蓄積されたノウハウを基本として、安 全衛生指導に特有の情報も盛り込めるようにしたものである。
-			決済をシステム上で行うようにする。	で行うようになっており、今回システム化する本件 についてもシステム上で決裁を行えるようにすることが今後望ましいと考えるため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
			製造業等(建設業を除く。)における親事業場と構内 下請事業場の関係が分かるようにしていただきた い。	(富山) 製造業等に対する指導の際、構内下請事業 場に対する指導も行なっているが、建設業の元請・ 下請のような関連付けがないため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
			特例許可に係る復命書、許可証などの関連するもの が作成できるようにしてほしい。		特例許可年月日については、従来から「事業場基本情報」の「有害業務情報」に登録可能である。なお特例許可に係る調査については、指導種別を「その他」として入力し、復命書を印刷して復命しても差し支えない。また、許可証の作成にあっては、別途、電子的に発行することを可能とする予定である。
		·	平成15年3月12日付基発第0312010号により安全衛生業務運 営要領が示され、現在全国の労働基準監督署の安全衛生担当 郝署では当該運営要領に基づき日々の業務を進めています。 当該運営要領が示されたときに、全国の安全衛生担当者から 本省に対し運営要領に従って実施する安全衛生個別指導の情 報を蓄積できるようシステム改善要望が出され、今般システ 人改後業が示されました。	(愛知)システム改修の趣旨と平成15年3月12日基発 第0312010号にかかる趣旨に矛盾があるため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
			当旅システム改修の目的は、上記通選において「安全衛生 担当職員が指導を行う環境影響と安全衛生部署と監督部署の 義務の効率化及び連携強化を図ることを目的として」とされ ていますが、今回示されたシステム改修家は、残念ながら単 に監督復命郡の項目等を変更したのみと思料されます。厳立 な法遊反の指摘と是正改雜を求める監督指導と事業場の安全		
			福生経験を技術的な観点から予防的指導接明を行う安全衛生指導は指導趣言が異なり当然記録すべき情報等も必要、重要とされる項目は異なる箇所になると思われます。安全衛生指導とは平成15年3月12日基発第0312010号に示されているとおり事業場に対し法律の遵守はもちろん労働者の危険防止のための安全衛生上のあらゆる問題にについて技術の、専門的に指導することとされております。このようなき		
		• .	めの細かい指導を行ううえで過去の事業場の指導歴をより詳細に記録することは必要なことです。現在の案となっている 設計では事業場に推統的な指導を行ううえで当然婚まえるべきである過去の指導歴として記録されるべき事業場の概要、 指導内容、問題点等登録できる情報量が不足しています。設計を抜本的に見直し、より詳細な情報を記録できるような形		
			に見直していただくよう強く希望します。これは本システムの目的である日常業務の効率化、効果的な推進を図る上でも必要なことであり、項目、情報量が増加することも登録された情報を将来事業場の指導に活用することを見限えれば結果として業務の円滑な遂行につながることになると思慮します。また特定の作業、特定の災害傾向等ある程度対象を限定		
1			した安全衛生情報の提供等近年特に監督署に求められるニーズにも対応が可能になると思われます。		

		,	本システム導入により、将来、安全衛生担当者の業務 最の割当につながることを懸念するが、本省の考え方をお聞きしたい。	(兵庫)	各局署において安全衛生業務を効果的に行う上で、実績の把握は必要と 考えており、投入する業務量については、各局署管内の状况に応じて定 めるべきものと考える。
全体		システム研修	システム研修を早期に実施していただきたい。	(脊森)	平成17年2月23日に本省から各局担当者に対する研修を実施する。
1	7	ある等のため、	<u>降の安全衛生行政を推進するうえでの基礎資料とするため</u>	1日付け基発第0312010号「安全衛生業務運営要領」において個別指導を行った際に文書指導を行うこととされたことを視野に入れ作成されて他ととであるが、大分整備・分策使は行政課題を対したうえで、的確な計画を専業場等に対する技術的ととを書物では、1000000000000000000000000000000000000	安全衛生業務運営要領において、安全衛生対策の推進のために必要な基礎資料として、労働基準行政情報システムの活用が示されており、今回のシステム改修によって、文書指導の実績の確認が可能となるという主旨であるから、原案で問題ないと考える。
		ため、(中略) 別添の安全衛生指導結果を	「での指導の実績を確認することができるよう、安全衛生担当職員が指導を行う環境整備を行うとともに、安全衛生部署と監督部署の業務の効率化及び連携強化を図るため、別添「安全衛生指導結果等情報管理の機能」のとおり、安全衛生指導等結果を労働基準行政情報システムに登録するための改修を行う。 これに伴い、通達中記の5(2)を下記のとおり改め、通達別紙5を削除する。」に改める。		費見を踏まえ修正する。
1	13	(2) 実施結果の復命	労働基準監督官が計画届の実地調査を実施した場合、安全衛生指導結果等情報により登録することなく、監督結果等情報により登録し、監督復命書により復命することでよいか。	(神奈川)	計画の届出の実地調査は安全衛生業務計画により実施するものであるため、安全衛生指導結果等情報に登録し、安全衛生指導復命書により復命することとなる。
ī	17	災害調査を・・・	安全衛生担当職員が災害調査を…	(岐阜) 監督担当職員が災害調査を実施した場合、 監督結果等情報にて入力するため。	費見を踏まえ「(2) 実施結果の復命」の冒頭に庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した後の復命である旨の記述を加えることとする。
1	13	(2) 実施結果の復命	一つの業務に対する復命書は一つとすること。 検査関係の復命書の外、安全衛生指導復命書を作成 しての復命は復命書にの二重復命であり、事務の煩 雑さを増すだけであるため。		「検査を実施した後は、本省指定の復命書等により復命するとともに、安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録し、本省指定の復命書等に安全衛生指導書等を添付して復命すること。」なお、「本省指定の復命書等」とは、「本省指定の復命書又は局独自の様式がある場合には当該復命書」のことであり、二重の復命にはならない。
1	13	(2) 実施結果の復命	労働基準監督官と厚生労働技官が合同で監督指導を実施し、是正勧告書と安全衛生指導書を各々分担して交付する場合、従来は同一の事業場であれば、ひとつの復命書により復命していたが、本システムでは「監督結果等情報」と「安全衛生指導結果等情報」とに別々に登録し、その結果、二つの復命書が作成されることとなると思われるが、この取扱いでよいか。また、この場合でも個別システム上は同一の事業場基本情報として情報が管理されるのか。		原案の趣旨で問題ないと考える。 安全衛生業務計画に基づき安全衛生部署の監督官又は技官が実施した 個別指導、計画の届出の実地調査、災害調査、検査等については、安全 衛生指導書、是正勧告書等に記載した指導事項、法違反指摘事項等をす べて安全衛生指導結果等情報に登録することとなる。災害調査等におけ る安全衛生部署の監督官による指導結果等(是正勧告書交付等を含 む。)については、監督指導計画によるものであれば、監督結果等情報 に登録することとなり、安全衛生業務計画によるものであれば、安全衛 生指導結果等情報に登録することになる(ある一人が行う一件の計画 は、監督指導計画又は安全衛生業務計画の必ず一方に計上されることか よの会果は、監督指導計画又は安全衛生業務計画の必ず一方に計上されることか よの会果は、監督指導計画又は安全衛生業務計画の必ず一方に計上されることか

(本質) () 野部海神監察者が上陸部中でで、男生方報 はている企業が出来を受付する後の初期システ よーの要数について、監督部本等情で「災害資産 が、この意思いていい。 また、「実事務定」(実事務定 () () () () () () () () () (労働準監督官と厚生労働技官とが合同で災害調査を	(神奈川)	り、しい和小は、皿目的小寸情報人は外工用上海寺和小寸情報がし リリ
また、「快事調査」と「災害調査(安全衛生)」は個産を発力した際、区別もたいた際、区別もたいた際、区別もたいた際、区別もたいた際、区別もたいたの。 力で登録した経過を作用していた。 大きな発生機能であるため、一方で登録した経過を作用していた。 とのような過失していた。 対する関目とか、 受監を指表等情報にと及い。 大きな人民ので、混本的には欠付前に安全衛生活等を(支)、大きな人民ので、2 本のは定めることになり、 大きな人民ので、2 本のには欠付前に安全衛生活等を(支)、大きな人民ので、2 本のになどが、大事に出いている。 対するアルス・外の関係してはていた。 大きな人民ので、2 本のになどが、大事に出いていた。 大きな人民ので、2 本のになどが、大きたい、 なれ、変化したいと、 できない。 なお、近年的考をおれていない項とも特別をできない。 とい、たきたい、 なれ、変化してハカする動もたい、 方は、1 を参考しては、数字の両方を作成し、実現したもそが上することとなる。 からでは多な人ので、2 本のになどの主要がは、1 を参加を受けることになる。 からでは、2 本のになどのような人ので、2 本のになどの主要がは、1 を参加を受けることになる。 からでは、2 本のになどのような人ので、2 本のになどのなどのなどのような人ので、2 本のになどのなどのなどのような人ので、2 本のになどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのな	実施し、労働基準監督官が是正勧告書を、厚生労働 技官が安全衛生指導書を交付する場合の個別システムへの登録について、監督結果等情報で「災害調査」を、欠安全衛生指導結果等情報で「災害調査」(安全衛生)」を登録することとなると思われる		した場合を含む)に、同一事業場に対し監督官と技官が指導を行う場合 が考えられるが、監督指導計画及び安全衛生業務計画による監督指導及 び個別指導を行うのであれば、それぞれ監督結果等情報及び安全衛生指 導結果等情報を登録し、監督復命書及び安全衛生指導復命書により復命
大型が上の場合では、変な物と関係を含めています。 は、数学が表の特別に全場所である扱わいしている。 でき、第2 を所付して扱うするのようでは、対しているという。 は、本気においては、原金の単位後の多と影響をある。 は、大型においては、原金の単位は、大型に対しては、から、本気においては、原金の基金を対したものに、安全の生活環境に関係しては、関係の含されていない早生労働技会の対しました。 など、のなど、現代しちゃれた。 は、近年の表を引かしていない。 は、登まするというをいては、監督の書るというを決めを受けたためでは、 またい、なお、 重視して入力する場合には、検えらくなると考えられる。 し、なるを明念しして、加力されるため、 なるを明念しして、加力されるため、 など、 は、登まするとは、 またり、なな、 正規して入力する場合には、 検えらくなると考えられる。 し、エのを被力で促動するという連解でよいか。 は、 1 3 基準等の 2 1 2 0 1 2	また、「災害調査」と「災害調査(安全衛生)」と は履歴を表示した際、区別されるのか。災害調査の 件数が重複することにはならないか。		ることとなる(同一事業場の個別事業場情報であるため、一方で登録した事業場情報は、次に登録する際に初期表示される。) また、法令の違反を是正指導するのは監督官の権限、職務であること
正案と矛盾しないと理解してよろしいか確認したいため。 『復命の際には、安全衛生指導復命客に安全衛生指導名。』とする。 またこ本案では、安全衛生指導書に記載するため、 必要ないと思われる。 安全衛生前署に所属する監督官が実施した場合の入 力の有無が不明確である。 (青森) 安全衛生力・ルに配置されている監督官が実施した。 (南森) 安全衛生力・ルに配置されている監督官が実施した場合の入 力の有無が不明確である。 (青森) 安全衛生力・ルに配置されている監督官が実施した。 (京森) 安全衛生ラインに配置されている監督官が実施した。 (京森) 安全衛生ラインに配置されている監督官が実施した。 (京森) 安全衛生の主には、 (京本) 安全衛生の主には、 (本年) 安全衛生の主には、 (本年) 安全衛生の主には、 (本年) 安全衛生の主には、 (本年) 安全衛生が表し、 (本年) 安全衛生の主には、 (本年) 安全衛生の主には、 (本年) 安全衛生の主には、 (本年) 安全衛生が表していたが、 (本年) 大きなのか、 (本年) 大きなのが、	情報」に入力する項目と、「監督結果等情報」に入 力する項目に分けて入力するのか、明確にしてほしい。 なお、専門官等が是正勧告を行った場合(又は、専 門官発令されていない厚生労働技官の指導)につい ては、監督部署あるいは署長決裁を受けた後で交付	は、監督結果等情報に登録する取扱いとしているが、本案においては、「安全衛生復命書と監督復命者の両方を作成し、実績上も各々計上することいただきたい。なお、重複して入力する場合には、検索活果画面で同一情報が続いて出力されるため、見づらくなると考えられる。後段に関し、平15.3.12基発第0312010号の5の(1)のアにおいて、それぞれ、原則として(あるいは「速やかに、」)署長の決裁を受け交付すること。」となっていることから、現在は智	にとを要するので、基本的には交付前に安全衛生指導書(案)、是正制告書(案)を添付して復命することになる。 なお、是正制告書を交付したものは、安全衛生指導結果等情報の違反 事項に登録するが、法令違反の内容を含む安全衛生指導書を交付したも
また乙事業では、安全衛生指導書に記載するため、必要ないと思われる。 安全衛生ラインに配置されている監督官が実施した場合の入 (青森) 安全衛生ラインに配置されている監督官が されていない。 安全衛生ラインに配置されている監督官が あるが本システムに対いての取り扱いはどうなるの か。 とのような場合、どの項目について、安全衛生指導 結案情報に入力するのか、あるいは監督結果情報に 流法を主なるが、アルンを主ない。 とのような場合、どの項目について、安全衛生指導 に表情報に入力するのか、明らかにしていただきたい。 (秋田) (署長名の) 是正勧告書を交付した場合、 監督を開発に入力するのか、あるいは監督結果情報に 監督のシステムに入力し復命書を出力していたが、 今後は安全衛生指導等に、情報を表して、 で、入力することになるのか。 監督官とになるのか。 監督官とになるのか。 定答すとしていたが、今令は大会衛書を出力していたが、今令がは全て個別指導で計上すべきと考える。 (秋田) (署長名の) 是正勧告書を交付した場合、 高定係項は制力していたが、今令がは安全衛生指導結果がに、(東門官、女性名) 人力することになるのか、 また、造反係項は制告書・命令書を交付したものの みを入力するのか、安全衛生指導書に、個別項目の是正別日の記載はないが、入力するのか、安全衛生指導書に、個別項目の是正別日の記載はないが、入力するのか、安全衛生指導書に、個別項目の是正別日の記載はないが、入力するのか、公と、選用が不明であるため。 是正勧告書(控)を削除する。 (青森) 是正勧告書交付の場合の復命は監督部署で	『復命の際には、安全衛生指導復命書に安全衛生指	正案と矛盾しないと理解してよろしいか確認したいため。	
おいていない。	導書(控)等関係書類を添付する。』とする。	また乙事案では、安全衛生指導書に記載するため、	·
のものの取り扱いが全国統一されていない状況であるが本システムに入力している 場合があるが、実施分を全て監督をしていない場合 もある。また、全て監督をいとなれば安全衛生ラインへの監督官の配置数で個別指導件数が左右される こととなる。行数手法として監督 と個別指導は異なるが、双方必要なものであるため、組織論から考えれば安全衛生ラインに配置されている監督官の実施 分は全て個別指導で計上すべきと考える。 「校のような場合、どの項目について、安全衛生指導 (秋田) (署長名の) 是正勧告書を交付した場合、結果情報に入力するのか、あるいは監督結果情報に 監督のシステムに入力し復命書を出力していたが、今後は安全衛生指導諸果だけに (専門官・技官名で)入力するのか、明らかにしていただきたい。 「経督をと同行した場合、同一内容を双方でそれぞれシステムに入力することになるのか。また、違反条項は勧告書・命令書を交付したもののみを入力することになるのか。また、違反条項は勧告書・命令書を交付したもののみを入力することになるのか。また、違反条項は勧告書・命令書を交付したもののみを入力するのか、安全衛生指導書の場合も (現在の安全衛生指導書に、個別項目の是正期日の記載はないが)入力するのか。など、運用が不明であるため。 「春森) 是正勧告書を付の場合の復命は監督部署で	力の有無が不明確である。	されていない。	
 結果情報に入力するのか、あるいは監督結果情報に 入力するのか、明らかにしていただきたい。 監督と同行した場合、同一内容を双方でそれぞれシステムに入力することになるのか。 監督と同行した場合、同一内容を双方でそれぞれシステムに入力することになるのか。 また、違反条項は勧告書・命令書を交付したもののみを入力するのか、安全衛生指導書に、個別項目の是正期日の記載はないが)入力するのか。 また、違反条項は初告書・の令書を交付したもののみを入力するのか。 なとが、選用が不明であるため。 	のものの取り扱いが全国統一されていない状況であるが本システムにおいての取り扱いはどうなるの	監督復命書を作成し、現行システムに入力している 場合があるが、実施分を全て監督としていない場合 もある。また、全て監督扱いとなれば安全衛生ラインへの監督官の配置数で個別指導件数が左右される こととなる。行政手法として監督と個別指導は異な るが、双方必要なものであるため、組織論から考え れば安全衛生ラインに配置されている監督官の実施	
	結果情報に入力するのか、あるいは監督結果情報に	監督のシステムに入力し復命書を出力していたが、 今後は安全衛生指導結果だけに(専門官・技官名 で後、入力することになるのか。 監督官と同行した場合、同一内容を双方でそれぞれ システムに入力することになるのか。 また、違反条項は勧告書・命令書を交付したものの みを入力するのか、安全衛生指導書の場合も(現在 の安全衛生指導書に、個別項目の是正期日の記載は ないが)入力するのか。	
	是正勧告書(控)を削除する。		

までの「中人生しれい世界」について、中人生しか	(/5座)
7項の「安全衛生担当職員」について、安全衛生部門の監督官が安全衛生業務を行った場合、安全衛生指導としてシステム登録しない限り、定型統計によって安全衛生業務実績を集計することはできない。	
監督官と専門官(技官)が合同で行ったもの(安 特、災調など)の統計処理を明確にしていただきた い。	(千葉) 別統計であるので、別途監督結果入力が必要となるのか、何らかの方法で一方の入力で済むようにしていただきたい。
監督官と同行した場合、復命書を監督と安全衛生と に分けて作成しなければ当該実績表に反映しないこ ととなるが、そのように処理をするということでよ いか。	(兵庫)
安全衛生部署に配置されている労働基準監督官が安全衛生業務として是正勧告書又は指導票を交付した 場合の入力はどのように行うのか示して欲しい。	
監督官に安全衛生担当者が同行し指導を実施した場合は、監督復命書に連盟で復命することとし、安全衛生指導復命書は作成しないと理解してよろしいか。	(香川) 災害調査、総安、安特、衛特等、複数体制で監督及び指導を実施する場合が多々あるが、監督官に安全衛生担当者が同行した場合、監督の命命書の意味の違いはあると思うが、監督・指導履歴にそれぞれ同じ内容の履歴が2つ残り、よく似た内容の復命書をそれぞれが作成するのは事務簡素化の観点からも必要ないと考えられるため。
監督官等と同行した場合の復命方法を明らかにされ たい。	(群馬) 災害調査等について、それぞれで入力すると件数等が重複すると思われる。また、監督復命書の入力のみであると安全衛生担当者の実績が計上されないと思われるため。-
個別システム監督結果情報又は安全衛生指導結果の いずれかに入力すること。等に修文する。	(神奈川) 災害調査は、監督官が実施する場合、技官が実施する場合、監督官と技官で行なう場合(事務官がおこなう場合もあるかもしれませんが)の3とおりあり、システム入力の際、どのように入力するのか決めておく必要がある。
「安全衛生担当職員が主体となって災害調査を実施 した後は、…」	(大阪) 監督官が主体となって災害調査を実施した場合は、監督結果等情報で入力されるため、区分を明確にする。
災害調査については、「監督結果等情報」に登録するのか「安全衛生指導結果等情報」で登録するのか 統一する方が良い。 ・	
現行「監督結果等」から入力しているが、その点に 変更を生じるのか明確にしていただきたい。	(長野)別添「安全衛生指導結果等情報管理の機能」第3ページの安全衛生指導結果入力画面に「災害調査(安全衛生)」とあるので、現行の入力方法との区別について不明確であるため。
技官の行う災害調査に限定しているとの解釈で良い のか。	(岩手) 監督復命書の入力との関係が不明であるため。

		[災害調査(安全衛生)]を削除する。	(富山) 災害調査を監督官と安全衛生担当職員のどちらかが行ったかで入力を分けて行う必要性が認められない。また、安全衛生担当職員である監督官が 災害調査を行った場合は、どのように区分けするのか。	
	·		(秋田) (署長名の) 是正勧告書を交付した場合、監督のシステムに入力し復命書を出力していたが、今後は安全衛生指導結果だけに(専門官・技官名で) 入力することになるのか。 監督官と同行した場合、同一の内容を双方でそれぞれシステムに入力することになるのか。 また、違反条項は勧告書・命令書を切場合も(現在の女全衛生指導書に、個別項目の是正期日の記載はないが)入力するのか。	
			(奈良) 安全衛生業務運営要領において、「法違反について・署長名の是正動告書を交付」と迄のを現ることから、安全衛生指導時において法勧告することから、安全衛生指導時に、署長名で制めた。 安全衛生指導結果情報に改めて「違反条項」を入力するのであれば、署長名の勧告書・監督復命書が印刷されるようにしてもらいたい。 なお、本システムの[違反条項]を削除した場合においても、安全衛生指導結果情報に違反指摘した旨の履歴、監督結果等情報に安全衛生指導で違反を現認した旨の履歴を残せるようにしてもらいたい。	
		安全衛生担当者の単独調査分のみが入力の対象か、 復命書作成分が対象か、それとも調査に同行したも のすべてが対象か(監督種別表示災害調査数と重複 するが)明確にして下さい。	(京都)	
		同様に1件の災害調査で複数事業場に対し指導を行う場合、全ての事業場が入力の対象となるのでしょうか(安全衛生担当者が復命書作成者とは限らないが、監督勧告書内容検討には参画した場合等。)	(京都)	安全衛生業務計画に基づき災害調査を実施した後は、本省指定の復命 書文は局独自の様式がある場合には当該復命書(以下「本省指定の復命 書等」という。)により復命するとともに、個別システムを使用して必 要な情報を登録することとなるが、その際、安全衛生指導書を交付した 事業場があれば(複数事業場であっても)、当該事業場に係る情報についても入力の対象となり、安全衛生指導書の控えを災害調査復命書に添 付して復命することとなる。
13	(2) 実施結果の復命	労働基準監督官が検査を実施し、勧告指導を行う場合は、安全衛生指導結果等情報により登録し、検査台帳の裏面により復命し、併せて監督復命書で復命するのか。 の表面により復命し、併せて監督復命書で復命するのか。 検査を実施した場合、すべてシステムに入力するのか。	(東京)業務運営要領改正案では、「検査等を実施 した後は、…安全衛生指導書を交付する場合には、 ・・・・・ハカ」となっている一方で、本システムに係る本 省・本部間の事前協議情報(No. 124)によると、本省	費見を踏まえ修正する。 「検査を実施した後は、本省指定の復命書等により復命するとともに、 安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安全衛 生指導結果等情報その他必要な情報を登録し、本省指定の復命書等に安 全衛生指導書等を添付して復命すること。」 なお、「本省指定の復命書等」とは、「本省指定の復命書又は局独自 の様式がある場合には当該復命書」のことである。「安全衛生指導書等 を交付する場合」には、機械等の検査に係る指導文書を交付する場合を 含む。 検査の実績が定型統計に反映されるためには、事業場基本情報以外に 少なくとも [指導年月日] 及び [指導種別] を登録する必要がある。

					•
			ように図られるのかご教示ください。また、指導書等を交付した場合についても併せてご教示ください。	別]を [検査] と及び (労働者数全体) を入力するのみで、定型統計にデータが反映されると解してよろしいでしょうか。 安全衛生指導書 (別紙3) は別途作成し、安全衛生指導結果等情報の登録をすることとなるのでしょうか。 (富山) 現在の検査終了後、検査証の確認も含めた決裁を行っており、システム登録による復命をすると、手間だけが増え、業務効率化につながらないため。	
			落成検査等を実施した結果、特定機械等について指導事項等があれば本安全衛生指導費を交付するという意味か。あるいは、検査を契機として特定機械等以外での安全衛生指導事項があれば、本安全衛生指導費を交付するということか。上記の両方を意味しているのか明確にしてほしい。	(兵庫)	
14	14	個別指導…復命すること。	(確認) 個別指導等に係る復命書の様式は別紙5に限定されることとなるのか。	(岐阜) 平成15年3月12日付け基発第0312010号「安全衛生業務運営要領について」においては、局独自様式で差し支えないとされていたため。	システム改修後は、安全衛生指導結果等情報を登録したものを印刷することで、別紙5が印字されるため、安全衛生業務運営要領を改正し、一定の場合には、これにより復命することとしたものである。なお、局独自の様式で有用なものについては、別紙5に添付し復命して差し支えない。
1	14	アの個別指導及び計画の届出の実地調査を実施した後は・・・・これにより復命すること。	災害調査、計画届実地調査について独自の様式の使 用は認められるか。	いて、独自の様式の使用を認めているため。	システム改修後は、 ①個別指導及び計画の届出の実地調査については、個別システムより必要な情報を登録し、別紙5の安全衛生指導復命書を印刷し、これにより復命する。 ②災害調査については、本省指定の復命書又は局独自の様式がある場合には当該復命書により復命するとともに、個別システムより必要な情報を登録する。 ③検査を実施した後は、本省指定の復命書又は局独自の様式がある場合には当該復命書により復命するとともに、安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して必要な情報を登録し、本省指定の復命書等に安全衛生指導等等を添付して復命すること。 ④労働災害防止団体等の指導等その他の庁外業務を実施した後は、別紙5の安全衛生指導復命書を印刷し、これにより復命すること(局独自の様式がある場合には、個別システムを使用して必要な情報を登録し、本省指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して必要な情報を登録し、別紙5の安全衛生指導復命書又は局独自の様式の復命書に安全衛生指導をを付けて復命者又は局独自の様式の復命書に安全衛生指導事等を添付して復命することになるが、局独自の様式で有用なものについば、別紙5と添付し復命して差し支えない。
1	14	…計画の届出の実地調査を実施した後は、 …	入力結果が適用事業場単位となってしまうため、機 械等毎に入力する項目が設けられないか。	(兵庫)実地調査結果が機械毎に集計できるため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
1	15	「必要な情報を入力」	「安全衛生指導結果等情報を入力」	されている「危険機械・有害業務情報等の情報」の 入力と区別すると共に、「監督結果等情報」の入力	費見を踏まえ「安全衛生指導結果等情報その他必要な情報」と修正する。 なお、「その他必要な情報」には、安全衛生業務で把握した「危険機 械・有害物情報等の情報」も含まれているが、監督結果等情報は含まな い。
1		別紙 5 の安全衛生指導復命書を印刷し〜	災害調査の甲紙についてもシステムにて入力し印刷 できるようにされたい。		今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。 なお、災害調査復命書は、労働基準行政システムにおいて、ワープロソ フトによる作成が可能となっているので、こちらを活用されたい。 (労働基準行政システムメインメニュー→共通機能→新規文書作成)
1	17	また、災害調査を実施した後は、既に本省で指定している復命書により復命するとともに、個別システムを使用して必要な情報を入力すること。	また、労働基準行政情報システムの死亡災害報告情報入力との関係をご教示願いたい。 2安全衛生指導復命書による復命は要しないと理解	死亡災害報告情報に入力しており、個別事業場情報	1 災害調査の実施に際して把握した事項のうち、事業場情報、安全衛生指導結果等情報、危険機械・有害業務情報等労働基準行政情報システムで管理することが必要な事項である。死亡災害報告情報とのリンクについては、今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。 2 貴見のとおり。

	19	さらに検査等を実施した後は、すでに本省で…添付して復命すること。	検査等に関するシステム入力事項について、特定機 被等管理システムとのリンクを図り、双方で活用出 来ないか。		機械毎の検査に関する情報は、特定機械等管理システムで詳細に管理すべきものと認識している。また、検査に基づく文書指導の実績は事業場の重要な安全衛生情報の一つであることから事業場情報等で指導した事実のみ管理することとしている。また、関連箇所は以下のとおり修正されている。「検査を実施した後は、本省指定の復命書等により復命するとともに、安全衛生指導結署等を交付する場合には、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録し、本省指定の復命書等に安全衛生指導書等を添付して復命すること」なお、「本省指定の復命書等」とは、「本省指定の復命書とは局独自の様式がある場合には当該復命書」のことである。「安全衛生指導書等を交付する場合」には、機械等の検査に係る指導文書を交付する場合を含む。
1	19	·	2項「検査等」8項「検査」は通達4(5)イ「特 定機械等の検査」を指すものであり、4(6)「機 械等検査機関等に対する監査指導」は2項「その他 の庁外活動」に該当し、9項「その他」に登録する ということでよいか。		検査については貴見のとおりであるが、局が行う庁外活動を伴う安全衛 生業務については、安全衛生指導結果等情報への実績の登録はできな い。
1	19	さらに、検査等を実施した後は~	(質問) 安全衛生指導書を交付する場合には、システムを使用して入力するとあるが、入力した分が 2 6 頁の (8) の定型統計に反映するというなら、検査実施全数をシステムに入力しないといけないのか。もしそうなら工事用の特定機械はどうするのか。		検査業務については、安全衛生指導書等の指導文書を交付した場合には、安全衛生指導結果等情報に必要な情報を登録するものであり、それ以外については、必須入力としていないところであるが、検査対象の全基数について、指導年月日、指導種別等を入力することによって、安全衛生業務計画の立案のための実績把握の簡素化、事業場に指導した情報の共有化等のため、適宜入力して差し支えない。
1	19	さらに、検査等を実施した後は、すでに本 省で指定している復命書により復命す る・・・	における検査には本省が示す様式がないため、署に おいては従来どおりとされたい。		「検査を実施した後は、本省指定の復命者等により復命するととも に、安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安 と、安全衛生指導書等を交付する場合には、個別システムを使用して安 と、安全衛生投資を開発し、大省指定の復命事業
1			1 検査等の等には、何が含まれるかご教示願いたい。 2 「…指定している復命書により復命する。」とし「とともに、安全衛生指導書等を交付する…」は削除する。	(佐賀) 1本省で指定している復命書とあるが、どのようなものが含まれるか不明なため。 2 検査についての事業場に対する指導事項は、検査証の記事欄に記載し、また、指定された復命書にも記載して、必要な改善事項は是正させており、復命書を二重に作成することとなるため。また、一般の安全衛生指導事項と検査の改善指導事項は、法の目的から根本的に分けて考えるべきと思料されるため。	に安全衛生指導書等を添付して復命すること。」 なお、「本省指定の復命書等」とは、「本省指定の復命書又は局独自 の様式がある場合には当該復命書」のことである。「安全衛生指導書等 を交付する場合」には、機械等の検査に係る指導文書を交付する場合を 含む。
1	19	検査等を実施した後は、… <u>安全衛生指導書</u> <u>等を交付する場合には</u> 、個別システムを使 用して必要な情報を入力し、…	復命するとともに、 <u>個別システムを使用して必要な情報を入力し</u> 、安全衛生指導書等を交付する場合には	全衛生指導書等の交付が無ければ、システム入力しないので実績のバラつきが出る。	任意であるが、検査対象の全基数について、指導年月日、指導種別等を入力することによって、月毎の安全衛生業務計画の立案のための実績把握の簡素化が図れることから実績表の一項目としている。
1	19	「さらに、検査等を実施した後は、…」	平成15年の本要領通達の別紙1,2では「検査」となっており、かつ、本改正案の27頁の実績表中でも「検査」となっているが、本文では「検査等」と「等」が入っている。この「等」の内容を明示するか、「検査」のみとすべきではないか。	ることは、処理に当り混乱を招くと思料されるため。	
1	20	(2)ア 安全衛生指導書等を交付する	安全衛生指導復命書の様式が変更されたことに伴って安全衛生指導書の様式も変更していただきたい。	変更になったときに「是正勧告書」も様式が変更され、不要部分の記載が不要になった。これにならい、変更していただきたい。 2 現行は「安全衛生指導書」に改善報告の期限を記入しているが、復命書には当該記入欄がない。併せて改善期限が残るような様式への変更をお願いしたい。	
1	20	「…安全衛生指導書等を交付する場合には、…」	「等」を具体的に明確にされたい。	(茂賀) 事業者に交付するものであり、かつ、交付 要件が個別システムへの入力要件となっているた め、明確にすべきと思料されるため。	貴見を踏まえ「安全衛生指導書、是正勧告書、使用停止等命令書等(以下「安全衛生指導書等」という。)」と定義する。

		•	「…安全衛生指導番等を交付する場合以外、…」の 文中で、「等」とは何があるのか、また「以外」に はどんなものがあるのかご教示ください。	(福島) 入力を確実にするため、入力契機を明確に していただきたい。	
1	22	実施し… 	「その他の庁外活動」は、平成15年の本要領通達では「その他の庁外業務」をなっているために、どちらかの用語に統一すべきではないか。また、「庁外活動あるいは庁外業務」は、集団指導等のように団体を対象とするものでなく、個別システム入力の対象と考えてよいか。	「その他」となっているので、明確にすべきと思料されるため。	「その他の庁外業務」は、「その他の庁外活動を伴う安全衛生業務」を 簡素に表記しているものであるが、本文中は簡素化せず表記することと する。 また、個別システムへの登録は、個別指導、計画の届出の実地調査及び 安全衛生業務計画に基づく災害調査の実施後、検査等の庁外活動を伴う 安全衛生業務において安全衛生指導等を交付した場合に行うものであ り、集団指導は含まない。
1		外であっても個別システムに指導年月日、 指導種別等を <u>入力しても差し支えない。</u>	入力すること。」に修正する。	(福岡) 安全衛生指導書等を交付しない場合であっても、以下の理由により事業場に対して個別指導等を実施した場合は入力し管理する必要があるため、1. 指導計画を立てるときに、過去の指導履歴の状況確認が必要であること。 2. 安全労働衛生指導書等を交付しないことは、安全水準が優秀であることの裏返しの意味もあり、今後当分の間、指導の必要がないことや表彰対象事業場となる可能性もあること。	原案どおりとする。 各局で適する運用管理方針で行って差し支えない。
		なお、安全衛生指導書等を交付する場合以外であっても個別システムに指導年月日、 指導種別等を入力しても差し支えない。	指導年月日、指導種別等は入力すべきである。	(青森) 事業場に対する指導等の履歴を残すため、 「指導無」であっても当該項目は入力すべきと思料する。	
1	26	なお、安全衛生指導書を交付する入力 しても差し支えない。	以下のとおり修正する。 「なお、その他の庁外活動については、安全衛生指 導書を交付する場合以外であっても個別システムに <u>指導年月日等</u> を入力しても差し支えない。」	種別のどこまでを差しているのか不明確である。そ	安全衛生指導書等を交付しない場合に個別システムへの登録を任意としている指導種別には、検査及びその他の庁外活動を伴う安全衛生業務があるため指導種別は削除できない。
1	28	個別事業場情報管理システム(以下「個別 システム」という。)	個別システム	(神奈川) 既に (2) のアで定義されているため。	費見を踏まえ修文する。
1	29	・・・安全衛生指導等結果情報、下請情報 等を登録した上で、・・・	安全衛生指導等結果情報、下請情報、派選等を登録 した上で、・・・	(神奈川) 製造業にも派遣が認められたためその情報を把握する必要性があると思料することから。	原案で問題ないと考える。
1	30	(違反続き)	(続紙I) に改める -	(岡山) 1 指導事項も含まれていることから、 「違反続き」とするのは適当でない。	費見を踏まえ「(違反・指導続き)」とする。
		(違反続き) 及び	左記本文の部分を削除する。	(愛知) 安全衛生指導の目的は法違反の追求を目的 としているもではなく災害防止にかかる技術的な事 項について指導をすることにあるため法違反に関す る内容は必要でない。	
1	31	(続紙)	(続紙2)に改める	(岡山) 2 上記との整合を図るため。	原案のとおりとする。
1	32	安全衛生指導書(控)	現在使用している「安全衛生指導復命書」の様式を 「安全衛生指導書(控)」に変更する。	(山口) システムにより「安全衛生指導復命書」が 作成されるため。	原文のとおりとする。 なお、現在各局に配布している安全衛生指導書 (2枚目が安全衛生復命書)の様式については、システム化に伴い、正副の様式 (2枚目が控え)へ変更する予定である。 また、改善期日については、安全衛生指導等結果情報に改善期日が登録可能な仕様とするとともに、印刷した安全衛生指導復命書に安全衛生指導書の控えを添付することによっても管理することができる。
			現様式の「安全衛生指導復命書」は「安全衛生指導 書(控)」となると解してよいか?	複写式となっており改修案では、この点について不 明である。	現在各局に配布している安全衛生指導書(2枚目が安全衛生復命書)の様式については、システム化に伴い、正副の様式(2枚目が控え)へ変更する予定であり、この控えの様式は改善期日の複写を可能とする予定である。
			現在の手書きの複写式の安全衛生復命書(指導書) の様式を複写式の安全衛生指導書(控)に変更する という意味か。	(秋田) 確認のため。 安全衛生指導書(控)の様式が不明である。	また、改善期日については、安全衛生指導等結果情報に改善期日が登 録可能な仕様とするとともに、印刷した安全衛生指導復命書に安全衛生 指導書の控えを添付することによっても管理することができる。
			現在の用紙には、安全衛生指導書(控)がないため、様式の変更をしていただきたい。	(鳥取)安全衛生指導書(控)が必要となるため。	

			衛生指導書・・・」に改めること。 別紙5であるが、現在配布されている「安全衛生指導書」 添付の「安全衛生指導復命書」と様式が異なるが、	命書には、安全衛生指導書(控)という表現がされていないため。 (徳島)復命書様式が、異なる場合、使用する際混乱する。 また、現在の「安全衛生指導書」について交付者が監督署であり、署長名や安全担当者でなく、押印の関係上、非常に使いづらいため。 (神奈川)「安全衛生指導書自体が複写式(正本と控	現在各局に配布している安全衛生指導書 (2枚目が安全衛生復命書)の 様式については、システム化に伴い、正副の様式 (2枚目が控え)へ変 更する予定であり、この控えの様式は改善期日の複写を可能とする予定 である。
			確にすべきである。	る。 仮に、1枚目の復命書を除いて2枚目の「安全衛生指導書」のみを使用するとした場合、「安全衛生指導書」を現場で交付してもその写し(控)が残らないこととなり、指導した内容を復命書で確認できないこととなる。 「安全衛生指導書」の様式自体とそれに伴う交付方法及び復命方法を具体的に示すべきと思料する。	また、改善期日については、安全衛生指導等結果情報に改善期日が登録可能な仕様とするとともに、印刷した安全衛生指導復命書に安全衛生指導書の控えを添付することによっても管理することができる。
1	32		報告と同じにOCIRイメージ入力とされたい。	(群馬) 安全衛生個別指導は技術的指導であり、指導客の内容が詳しく、また、図面等を利用することもある。案のメニュー式入力では履歴を打出しても詳細が不明で結局安全衛生指導書の控えを見なければならず、システム化のメリットがない。かといってキーボード等で入力するのは時間がかかりすぎるのでOCIRによるイメージ入力を可能とすべきである。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
1		復命の際には、安全衛生指導復命書に安全 衛生指導書(控)、是正勧告書(控)、使 用停止等命令書(控)等関係書類を添付す る。	是正勧告審を交付した場合の入力方法について示し て欲しい。		事務処理手引において示すこととする。
1	32	是正勧告書(控)、	左記本文の部分を削除する。	(愛知) 安全衛生指導の目的は法違反の追求を目的 としているもではなく災害防止にかかる技術的な事	原案どおりとする。 安全衛生業務運営要領において示しているとおり、是正勧告書、使用停
	33	使用停止等命令書(控)		項について指導をすることにあるため法違反に関す	止等命令書の交付を行った場合のシステム上の取扱いについて記載して いる。
2	1		システムに入力すべき事項の一覧を作成してほしい。また、可能であれば、〇CIR専用用紙を作り、入力できるようにして欲しい。	(神奈川) 確実な情報の入力及び業務簡素化となる ことから。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
2			(2) のアでは「入力」と、イでは「登録」と表記 されているが、いずれかに統一した方がよい。	(神奈川)	貴見を踏まえ「登録」に統一する。

		*************************************	シェム・カン(原則)・コニノナ(世界) 一定程1 単数	(神奈川) 安全衛生指導復命書を作成することな	貴見を踏まえ「(2)実施結果の復命」の冒頭へ移し、次のとおり修文
		五開工日本版明 古 に図が日本で して (る。	く、災害調査復命書及び検査関係復命書により復命 する場合もあるため。また、署長は、復命の際に、 登録した情報について、その内容を確認する必要が	する。 「庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した後は速やかに以下により復命 書を作成し、復命すること。その際、庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した際に把握した危険機械・有害業務情報等の情報のうち、必要なも
				あるため。 (例えば、検査を実施し、安全衛生指導書を交付 しなかった場合における復命について、必要がある と判断して、危険機械・有事業務情報を登録・印刷 した場合であっても、安全衛生指導復命費を作成し	のは個別事業場情報管理システム(以下「個別システム」という。)を 使用して登録し、当該情報を印刷の上、復命の際に関係書類として添付
				ていないので、これに添付することはできない。そ の他の庁外活動を伴う安全衛生業務についても同 様。)	
2	4	なお、建設業…復命書を作成する。	なお、建設業、造船業等で、下請事業場に対して 安全衛生指導書、是正勧告書、使用停止等命令書等 を交付した場合は、当該下請事業場のほか元請事業 場についても安全衛生指導復命書を作成する。	(岐阜) 記(2)アの9から12行では、「安全衛生復命書等を交付する場合には」と限定されており、整合性が取れていないため。	意見を踏まえて修文する。 「なお、建設業、造船業等で同一現場に多数の下請事業場が存在している場合については、元請事業場については必ず復命書を作成することとするが、下請事業場については、安全衛生指導書、是正制告書、使用停止等命令書等(以下「安全衛生指導書等」という。)を交付したものについてのみ復命書を作成すること。」とし、(2)の柱書きへ移動。
2	4	なお、建設業、造船業等で	構内下請業者を使用している一般製造業や、派遣労	(岡山) 製造業において、いわゆる「偽装請負」であ	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
		…のみ安全衛生復命書を作成する。	働者を受け入れている製造業についても、この部分	れ、正式な「派遣」であれ、製造業の現場において、 安全衛生管理上、問題化しつつあり、建設業、造船 業に限らず、事業場情報管理の手法として整理して おく必要があると思料される。	
2	6	是正勧告書、使用停止等命令書	左記本文の部分を削除する。	(愛知) 安全衛生指導の目的は法違反の追求を目的 としているもではなく災害防止にかかる技術的な事 項について指導をすることにあるため法違反に関す る内容は必要でない。	原案のとおりとする。 安全衛生業務運営要領において示しているとおり、是正勧告書、使用停止等命令書の交付を行った場合のシステム上の取扱いについて記載しているため。
2	8	おって、継続して指導を実施した場合は、 指導経過を明らかにしておくこと。	不要であると思料する。 なお、指導経歴をどのように明らかにするのか、明 確にしていただきたい。	(長野) 個別システムに入力することにより、必然的に指導経過が明らかになるものと思料するため。 また、特記事項等あれば、任意用紙又は事業場台帳の参考事項欄を活用すれば足りると思料する。	継続して指導を行った場合に、安全衛生指導復命書、安全衛生指導書等 の関係書類をの一体的に保存し、指導経過が明らかとなるよう適宜保存 されたいという主旨である。
		おって、継続して指導した場合には、指導 経過を明らかにしておくこと。	継続して指導した場合にはその経過を明らかにして おくとは、参考事項・意見欄にその旨入力するとい うことか。		
3	別紙5	安全衛生指導復命書の「是正期日」	「是正期日」を「改善期日」に改める	(岡山) 安全衛生指導書では「改善」と記されているため、また、指導事項も含まれているため	費見を踏まえ「是正期日・改善期日」とする。
3	別紙5	安全衛生指導復命書	「安全衛生指導復命書」又は「安全衛生指導書 (控)」等に是正確認欄を設けられたい。	(鹿児島) 是正状況を確認するため。	原案のとおりとする。 安全衛生指導は、単なる法違反の指摘ではなく、技術的・専門的な指導 であり、これに従うかどうかは事業主の判断となるため。
3	別紙5		安全衛生業務実施要領が求めている技術的視点に基 づいた指導復命が可能な様式とされたい。	技官に付与されていないが、別紙5では法違反の是正に主眼が置かれている監督復命書と同一様式となっている。	
3	別紙5	別紙 5 (様式)	旧様式のように指導事項欄を独立させ、法違反欄は その下、または別紙に表示するようにされたい。	反の指摘が目的でないと承知しているため、優先順位を明確にすべきである。この様式であれば監督復命書と同一であり、高度な技術的指導よりも法違反を指摘することが評価されることとなり、担当者が	なお、本省としても安全衛生指導は、技術的・専門的な指導を行うもの
				技術的指導よりも法違反の指摘を優先させるように なる可能性が多い。	

3	別紙5	安全衛生指導書様式	決裁欄に専門官欄を設ける。	いない署においては、専門官が的確に決裁を行うこ とが重要である。)	なお、専門官を決裁者とするか否かについては、各局署の状況により判断していただいて構わない。
3	別紙5	安全衞生指導復命書	労働者数の欄を監督復命書と同様のかたちに記載するようにしてほしい。	(岩手) 労働者の人数が横書きに記載される形態では、一覧性に劣るため。	
3	別紙5		指導事項に対し、事業者からの改善報告を求めることとしているが、指導事項によりその「是正期日」を設定する場合、各人にバラつきがないよう「期日」を設ける必要があること。	(兵庫)	費見を踏まえ、改善期日については、安全衛生指導等結果情報に改善期 日が登録可能な仕様とする。
3	別紙5	復命書様式 措置欄	措置欄を削除	おり、措置棚の項目は適用されない場合があるため。	安全衛生部署の監督官・専門官が、使用停止等命令書を交付することがあり、原案どおりとする。 なお、安全衛生業務運営要領5「イ 使用停止等命令」にあるとおり、 法第98条、第99条及び平成8年11月5日付け基発第658号 「産業安全専門官又は労働衛生専門官が使用停止等処分基準に該当する事案を現認した場合の取扱いについて」に基づき、使用停止等命令を行うこと、 また、技官が使用停止等処分基準に該当する事案を現認した場合は、速やかに署長に復命し、署長が措置方針を決定するものであることとしている。
3	別紙5	安全衛生指導復命書様式等	業務運営要領においては、署長判決基準について 示していないため、当局版の要領においては完結・ 要再指導・要改善報告で判決することとしている。 今回示されている様式においては、要監督とあるの で、運営要領本文においても判決基準を明らかにし ていただきたい。	いた方が安全衛生指導の役割分担が明確になると考えられるため。	安全衛生指導書の交付により改善されない場合の措置については、各局において監督復命書の判決基準との整合性を勘案にし、決定されたい。
3	別紙5	特別監督等対象区分	内容を明示してほしい。 「特別監督等対象1」「特別監督等対象2」は、監督結果等情報の入力における「特別監督対象1」 「特別監督対象2」と違いがあるのか。	(青森) 内容が不明である。 (長野) 違いがあるとすると、その差はどのようなものか。また、監督データとどのような関連が生じるのか、明確にしてほしいため。	[特別監督等対象1]及び[特別監督等対象2]の選択項目については、従来の監督指導業務に係る重点対象に、安全衛生業務に係る重点対象が加わることとなる。(具体的な重点対象については、随時追加する予定。) また、当該操作は、特別監督の実施に係る登録を行うものではなく、重点対象に対する安全衛生指導結果の登録を行うものである。(特別監督等対象等の「等」に安全衛生指導を含んでいる)なお、安全衛生指導に当なっては、プルダウンメニューから該当項目を選択すればよい。
			項目削除	(愛知) 本項目の趣旨は、案の中で明確にていないが、例えば、特別監督対象のというないのであるのといった区分を選択入力するといった意味、特別監督の実施は、会性といった区分を選択入力するといった意味、地であるのの相違からイコールでないと思量するであれば、詳細を示さてこの項目といった。また、その他の表別を指導といったを用するのであれば、詳細を示されたい。 安全衛生指導と監督は想旨・目的に違いを安であれば、詳細を示されたい。 安全衛生指導と監督指導は趣旨・目的に違いを安でのであれば、詳細を示されたい。 安全衛生指導と監督がは、世界のであれば、詳細を示されたい。 安全衛生指導のかに係る特別監督の後令の目、が表別に、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」があると、「別様」が、「別様」	

3	別紙5	復命書様式 特別監督等対象区分	削除	(愛知) 業務自体が別の体系であり、監督業務システムとの混同・重複等の混乱が予想される。	原案で混乱が生じることはないと考える。
3	別紙5	最下段「別添」欄の「安全衛生指導票 (控) (「安全衛生指導書(控)」	(大阪) 誤字	貴見のとおり修正する。
5	別紙5	(投) 「 安全指導復命書 (続紙) の自由記入欄(地 図、見取り図等) について	自由記入欄(地図、見取図等)の欄の入力については、新たに帳票が作成されるのか又は他の方法での入力になるのか。	(神奈川) 当該欄の記入の方法を示すべきである。	費見のとおりではあるが、やや細かい記述となるので、原案とする。 なお、当該記入欄については、復命書を印刷後に担当官が必要に応じ て、手書き記入等を行うことができるように設けたものである。
			当該箇所の入力方法はどのようになるのか。	(静岡)	当該記入欄については、復命書を印刷後に担当官が必要に応じて、手書 き記入等を行うことができるように設けたものである。
6	2 (2) ① 画面	監督・安全…履歴	(要望) 安全衛生指導結果等情報は監督結果等情報と同一 画面で参照できるようにして欲しい。	(岐阜) 安全衛生担当職員・監督担当職員がそれ ぞれの情報を共有する必要があると思われるため。	[監督・安全衛生指導等限歴 一覧]画面では、安全衛生指導復命書、監督復命春及び司法事件情報が一覧で表示され、監督指導結果等情報からも同様に一覧で表示される。
6	3		業務メニュー「個別事業場情報管理」配下の「監督 結果等情報」にも安全衛生指導等履歴メニューが表 示される等、監督・安全の指導履歴が一体的に検索 できるようにしてほしい。		
6	9	個別の事業場…(中略)…同時に表示される。	現行「監督結果等」から入力しているが、その点に 変更を生じるのか、明確にしていただきたい。	「監督・安全衛生指導等限歴 <u></u> 一覧」画面は、現行 の「監督等違反履歴」一覧」とほぼ同一であり、現 行の監督及び司法の履歴の検索方法から変更を生ず るものか不明のため。	
6	9	「安衛指導限歴と監督限歴が同時に表示される。」	「安衛指導履歴と監督履歴が同時の表示される。併 せて、事業場基本情報管理状況1にも指導年月日が 表示される。」(下線部を追加)	管理状況1、2を頻繁に表示し、確認するので、管理状況1に最新指導年月日を表示していただきたい。	
6	14	安全明生指導核果等排除	安全审生指導結果等情報 斯規登錄 当該事業 - 下議事業 - 「議事業 - 派達元業者	(岡山) 製造業において派遣労働者の受け入れが可能となったことにあわせた措置が必要と思料される。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
6	17	(2) 安全衛生指導結果等情報の登録	安全衛生査察指導について、システム入力対象とな らないことを確認したい。	(富山) 現在、一枚の出張復命書で数現場のパトロール結果の復命を行っている。 個別の現場ごとに指導内容を入力するのは、多大な労力を要するので、従来どおりとしてほしい。	原案どおりとする。 労働災害防止団体が主体となって行うパトロールは、災害防止団体等に よる指導であるが、専門官等が安全衛生指導書等を交付する場合には、 個別システムを使用して必要な情報を登録し、安全衛生指導復命書を印 刷して、これにより復命するか、登録のみを行い、各局署独自の復命書 様式により復命しても差し支えない。また、安全衛生指導審等を交付し ない場合であっても個別システムに指導年月日、指導種別等を登録して 差し支えない。
			安全衛生指導書の印書を可能にして欲しいこと。	タをもとに安全衛生指導書の印書を可能とされたい。	システムによる安全衛生指導書の保存・印書には大幅な改修が必要であり、今回のシステム改修での実現は困難であるが、今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。 なお、システムによる安全衛生指導復命書の検索機能を活用することによって、過去の安全衛生指導結果に係る綴りの検索が容易となるので、業務の一助とされたい。
			復命書を入力すると指導書、勧告書がシステムにて出力出来るようにしてほしい。 安全衛生指導書の作成について、システム上で入力したものが反映できる様にし入力業務と指導書作成業務の2つとなり、業務量が増すため。		
			安全衛生指導書の登録画面(様式)をシステム上に作り、復命書と一緒に処理できるようにする。	(岩手) 復命書の作成と指導書の作成を同一システム上で行う方が効率的であると考えられるため。	

			3.	(山口) 専門官以外のものは安全衛生指導復命書に よる復命後に安全衛生指導書を交付することとなっ ているため、安全衛生指導復命書は安全衛生指導書 の指導事項を書くことから、一度で出力されれば事 務簡素化になるため。	
		·	安全衛生指導書は、法違反の指摘を行うのではなく、改善すべき事項、具体的な改善内容・方法を示すものであることから、何の指導を行ったが明確となるようにして欲しい。また、違反法条項の入力については、勧告書又は命令書を交付した時のみと理解してよいか。	(香川) 個別指導において、具体的にどのような指導を行ったか履歴で確認したいため。	システムによる安全衛生指導内容の登録・保存には大幅な改修が必要であり、今回のシステム改修での実現は困難であるが、今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。なお、システム改修後は、安全衛生指導事項の登録により、指導分野の確認が可能となるものである。 遠反条項は、是正勧告書又は使用停止等命令書を交付した場合に入力する。
6	20	「業務選択」→「安全衛生指導結果等情 報」	「業務選択」→「安全衛生指導結果等」と併せて 「業務選択」→「監督結果等情報」にも現行の「監 督復命書」作成時の「監督等の種別」の中に、「安 全衛生指導関係の種別」を追加する等の変更を行 う。	(三重) 監督官と合同で実施した場合の復命書の作成の手間が省けるため。	原案どおりとする。
7	10	[業種]を除き変更はできない	変更できるようにしてほしい。	(熊本) 操作性が低下していると思われる。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂くが、従来のシ ステムからの変更箇所ではない。
			文章を以下のように修文してほしい。 [業種]を除き変更できない。[業種]を変更した場合 は事業場基本情報に反映される。	(東京) P.9④の[安全衛生指導結果情報2]については上書き修正した場合に事業場基本情報に反映される旨記載があり、同様に記載した方がわかりやすいため。	
			業種に限らず、[労働保険番号][事業場名][所在地] も変更可能としてもらいたい。	(奈良) 入力過程等で[事業場名]等を変更しようとする場合、一旦、事業場基本情報画面に戻らなければならないので、その操作手間を簡略化するため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
7	12	③ [安全衛生指導結果情報 1] タブ画面 の項目を入力する。 「指導年月日」及び…いずれかを入力す る。	同一日に同一事業場へ指導種別が異なる要件で		安全衛生業務計画に基づく指導種別を記載するものである。 例えば、計画の届出の実地調査や災害調査の結果、安全衛生指導書等を 交付することとなった場合には、それぞれ計画の届出の実地調査や災害 調査の指導種別で登録することになる。
7	13	指導の種別のコンボ	再指導、監督の追加	(神奈川) 署長判決が要再指導、要監督であったものについて再指導等を行ったか確認できるようにするため。	原案のとおりとする。 再指導は指導種別を「個別指導」と選択する。要監督は監督結果等情報 へ登録していただくこととなる。
7	13	[指導種別] は、~	指導種別について「計画の届出の実態調査」「検査」の削除	(徳島) 「計画の届出の実態調査」「検査」については、主目的が決まっており、法違反の指摘や安全衛生指導を目的としたものとは異なるから。	原案のとおりとする。 「計画の届出の実地調査」については、安全衛生業務運営要領において示しているとおり、調査又は検査の対象物以外の機械設備、安全衛生管理体制等についても必要に応じ確認及び指導を行うことに留意することとされているものである。 また、「検査」については、安全衛生指導書等を交付した場合には、個別システムを使用して安全衛生指導結果等情報その他必要な情報を登録するものである。
7	13	同上	た際、指導年月日・指導種別を変更すると、途中まで入力した復命書を削除して、再度入力し直しとならないようなシステムにしていただきたい。	点対象を誤った場合、データを削除してから、同じ 内容を再入力しているが、このようなシステムは手 間がかかる。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
7	13	[指導年月日]	安特・衛特、無災害記録、表彰、安全衛生マネジメントシステムの有無などの安全衛生に係る情報を項目別に残せるようにして欲しい。	(神奈川) 監督のシステムと似ていて独自性があまりないだけでなく、事業場の安全衛生に対する取組みが確認できるため。	原案のとおりとする。個別指導については、各局ごとに安全衛生指導重 点対象区分を設定できることとしており、安全衛生業務運営要領に示し ている個別指導の対象と考えられるものを参考に設定されたい。また、 安全衛生マネジメントシステムの認定を受けている、安全衛生表彰を受 けている等事業場情報として管理すべきと考えられる事項については、

			安特衛特指導、災害時調査、災害多発事業場指導、 優良事業場育成指導、 機発火災対策指導、有害業 務対策指導等の項目を増やしてほしい	最低限の振り分けが必要と考えられる。	各局ごとに事業場自由設定コード、事業場自由設定数量、事業場自由分類コードを設定できることから、これらを活用することにより、当該設定条件に該当する事業場を事業場リストから抽出することが可能である。なお、これらの設定は、各局のシステム管理者によりシステム設定を行う必要がある。具体的な設定方法については、労働基準行政情報シーステム機械処理手引き 共通編を参考にされたい。
			以下の項目の追加 安特 衛特 表彰調査 労災防止指導員 安全衛生診断	(神奈川) 連続して対象とし相手方に不信感を抱かせないように、台帳等で管理していますが、後日検索すること等もあるのでシステム化したほうが効率的であると考えます。	
7	14	を入力する。	「〜略〜「検査」「その他」又は「〇〇」のいずれかを入力する。」に変更する。この場合、「〇〇」は各局の判断で設定可能なシステムとする等個別指導、東地調査以外にも各局の判断で、情報管理が必要であると判断した情報にかかる入力可能項目の追加を要望する。 指導事項一覧の項目欄についても同様とする。	手法のひとつとして災害事例検討会を実施している が、これに参加した事業場、開催月日、指導内容を 入力管理することにより、個別指導、監督指導等と	原案のとおりとする。 なお、今般の改修では、庁外活動を伴う安全衛生業務の結果を登録可能 とするものであるが、集団指導は含まないこととしている。
7	16	(指導年月日)	監督結果 (実施年月日) は事業場基本情報画面に出 力されているが、安全衛生指導はこの画面に反映さ れるのか?	(岡山)	安全衛生指導年月日については、監督と同様に、事業場基本情報ー管理 状況1の画面において表示することとしている。
			(質問) 安全衛生指導復命書をシステムに入力した際に、事業場基本情報の管理状況1とかに安全衛生指導の最新年月日はでるのか。出ないと事業場各種選定の時にいちいち履歴を見ないといけないので手間だと思う。		
			指導実施日は、事業場基本情報の管理状況1のタブ にその年月日が反映されると考えてよいか。	(神奈川) 事業場基本情報画面の例示がないため確 認をしたい。	
			導最新年月日」欄を新設していただきたい。	(三重) 安全衛生指導履歴を監督指導履歴同様にわかりやすくするため。	
			個別指導の年月日は「事業場基本台帳」にも表記されるのでしょうか。	(京都)	
7	16	・ [安全衛生指導重点対象] 、 [特別監督 等対象 1] 及び [特別監督等対象 2] は、 …	特別監督対象には、		安全衛生業務に係る重点項目であっても、監督指導により実施することがあるため、当該項目は監督結果等情報と共通のものとしている。
7	16		7項「特別監督等対象」が本省設定の安全衛生業務 重点対象であり、監督とは無関係であるならば、紛 らわしいので「本省重点対象区分」と表記すべきで ある。		従来の監督指導業務に係る重点対象に、安全衛生業務に係る重点対象が 加わることになる。
7	16		特別監督等対象は現在、 であるが、新たに対象を追加するということでしょうか。	(群馬) 既に総合対策がシステム化され、安全衛生 指導重点対象が設定されるのであれば、特別監督等 対象の意義がないと思われるため。	システム改修時点は、特別監督等対象を追加する予定はないが、今後、 新たな安全衛生の重点対象を設定する可能性があるため設けたものであ る。
7	17	入力した後に入力可能となる。	入力順番等の制限をはずしてほしい。 .	(熊本)機能性向上のため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
7	19	「指導年月日」…入力ができる。	前日を基準日とする初期値設定をしてほしい。	(熊本) 操作性向上のため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
			<u> </u>	<u> </u>	

			and the second s	[作入去啦几点] 五以[石桩书雕几点] 计 以須入力項	(愛知) 【理由1】	原案のとおりとする。
7	25		のままでも安全衛生指導結果を登録することができる。また、入力した場合にも、復 とができる。また、入力した場合にも、復 命書に印刷されるがデータベースには保存 されない。	または、[復命者職] [復命者氏名]、[面接者職] [面接者職] [五接者氏名] と「職」「氏名」の項目を分けたうえで本文を『[復命者職]及び[面接者職] は必須入力項目とし、データベースに保存される。[復命者氏名] 及び[面接者氏名] は、空欄のままでも安全衛生指導結果を登録することができる。また、入力した場合にも、復命書に印刷されるがデータベースには保存されない。』とする。	どのような身分の職員指導を表述してきなからな立場の者に面接しどのような指導を実施してきたかを記録を関してこそ過去の記録を踏まえた効果的、効率的職員指導表表が関係してきた。	
7	_		その他	復命者は、WIN2000にログインする際の個人	い。 (熊本) 操作性向上のため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
				設定があるのだから、初期値設定で表示してほしい。		
7			その他	粉じん等の総合対策をシステム入力したとき、危険 有害業務への反映はどうなるのか。		今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
7	連	面	「安全衛生指導結果情報」の「復命者職氏 名」 欄について	「職名」欄をタブ等により選択できるようにしては どうか。 (技官、専門官、監督官等)	(徳島) 職種により権限範囲が異なる為職名記入には一定の意義を 認めるが、作業効率化を図る為、予め選択方式を採るべきである。	原案で問題ないと考える。
8	3		[署長判決]は、[完結]、[要再指導]、[要 改善報告]、又は[要監督]から選択して入 力できる。	·	(愛知)【理由1】 【理由2】	即ばての関係地外間にのいては、現長独執にないて工事さつのな知るさ
				[署長判決]を削除する。	(奈良)署長判決は、紙復命書の判決欄に○印をつけることで足りると思われる。	別紙5の署長判決欄については、署長決裁において手書きで〇を記入するためのものであり、決裁後担当官によりシステムへ入力は任意に行うものである。なお、当該入力項目については、個別指導等の経過管理がシステムにより可能レかスよう即けためのものである (昔見をよま

			•	(熊本) 入力項目を登録した後に印刷して復命するとされているが、署長判決は復命においてなされるものであるため、復命前の入力はできない。また、監督復命書の作成においても、署長判決は入力してないため。	え、別紙5の署長判決欄の○を削除する)
((「署長判決欄」は必須項目としないこと。	(徳島)監督結果入力時と同じ扱い。	
8	6	重措置命令書や目的の項目を選択する。	削除する。	(奈良) 重措置等を行った場合でも必ず監督結果等 情報を入力することとなるので、上記[違反条項]を 同様に改めて本件入力する必要は生じない。	安全衛生業務を契機とした重措置についても従前の重措置領で管理できることを示したものであるが、ここでの記載は省略する。
	-		「重措置」に関連する部分を削除する。	(岡山) 監督として処理するようになるため。	
8	10	その他	安全衛生表彰や安特・衛特をはじめとする指定事業 場の情報を入力する。	(神奈川) これらの情報から、一覧表を作成できれば、さまざま活用できるため。	原案のとおりとする。 個別指導については、各局ごとに安全衛生指導重点対象区分を設定できることとしており、安全衛生業務運営要領に示している個別指導の対象と考えられるものを参考に設定されたい。また、安全衛生マネジメントシステムの認定を受けている、安全衛生表彰を受けている等事業場情報として管理すべきと考えられる事項については、各局ごとに事業場自由設定コード、事業場自由設定数量、事業場自由分類コードを設定できることから、これらを活用することにより、当該設定条件に該当する事業場を事業場リストから抽出することが可能である。 場を事業場リストから抽出することが可能である。なお、これらの設定は、各局のシステム管理者によりシステム設定を行う必要がある。具体的な設定方法については、労働基準行政情報システム機械処理手引き 共通編を参考にされたい。
8	20	「労働者数全体」は必須入力項目である。	過去のデータを自動的に表示してほしい。	(熊本)操作性向上のため。	事業場情報1の事業場全体の労働者数が初期表示される。
8	20	[労働者数全体]は必須入力項目である。 ・・・省略・・・ができ、事業場基本情報 に反映される。	安全衛生管理体制情報に反映すること	(福岡) 最新情報を反映させるため。	安全衛生管理体制情報の労働者数(安全衛生)は安全衛生担当労働者数 を記入するものであり、事業場基本情報と重複している項目はない。また、労働者数(事業場全体)については、事業場基本情報の事業場全体 の労働者数となってり、安全衛生管理体制情報では、変更ができないも のである。
9	1	違反条項の入力	違反条項の入力は、是正勧告書を交付した場合のみ とするのか、指導書に違反条項が含まれる場合も入 力するのか。		是正勧告書又は使用停止等命令書により法違反を指摘した場合のみ、法 違反のシステム入力を行うこととなる。
				(宮崎) 違反条項として入力するのは是正勧告書を 交付したものに限るとした場合、指導票により違反 指導したものが、入力できない。	
9	1	⑤全て	左記本文の部分を削除する	項について指導をすることにあるため法違反に関す る内容は必要でない。	安全衛生業務においても、必要に応じて処理を行う操作のため。
9	4	リックする。	本文中の「各項目」のうち「重措置内容」について、どのような内容が選択できるのか明示してほしい。 また、「重措置内容」に工事着手差止命令、工事計画変更命令等が選択できるようにしてほしい。	不明であるため。 工事着手差止命令、工事計画変更命令等については 現行行政措置海に記載しているがシステム入力により が り 前素化が図られるため。	
9		重措置命令書や(中略)[重措置内容]で目 的の項目を選択する。	「重措置」の考え方、範囲を明確にしてほしい。	(長野) 監督結果等情報における「重措置」と同じであるのか、同じとすると、重措置輝は、監督結果等情報の重措置辞と同じになり、リストが見づらくなると考えられる。	監督指導における重措置の項目と共通の内容としている。

9	6	警告書とは何か(熊本)		(熊本)	監督指導における警告書と共通である。
10	6	一覧から選択した違反条項が削除される。	「違反条項」は「指導事項」とされたい。	(鹿児島) 「指導事項」の誤植と思われるため。	貴見とおり修正する。
10	7 ·	安全衛生指導事項	指導事項をすべて入力することは、業務虽が膨大で あるため、必要なものを選択する方法とされたい。	(青森) 指導事項の詳細は、交付した安全衛生指導 書で確認できるため、必要最小限の入力とすべきで ある。	原案は貴見の主旨を踏まえており、事実誤認である。
				(愛知)【理由1】 平成15年3月12日基発第0312010号記4(2)によれば	

•		
	(愛知) 【理由3】 個別指導を行った際の指導内容については、違反の 法条文を示すこととは異なり、千差万別であり画一 的なものはなりえない。 このため、以降の個別指導等において活用に耐えう る情報を保存するためには、選択式では情報量が不 足しており、指摘を行った背景をも記録の保存が可 能な文章の直接入力が適切であると思料する。 また、選択事項について、現在はその選択項目が明 確になっておらず判断材料とするには情報不足ら ば、今回のシステム改修は全く無意味であり到底 ば、今回のシステム改修は全く無意味であり到底受 け入れられない。 当該入力項目は個別指導の存在意義を問われる重要 な部分であり、当該部分のシステム構築は十分な配 慮を望む。	
安全衛生指導事項の項目数や内容はどのようなも のなのか明確にしてほしい。	(愛知) 指導事項のタブ内容を明確にし(検索条件に反映させることで) 今後の安全衛生指導に活かせると思料される。	別途意見を聴取することとした。
指導事項のプルダウンメニューを示してほしい	(宮崎) 内容が不明であるため	
指導事項は多岐に渡るため、キーボード入力可能と してほしい	(宮崎)ブルダウンメニューでは不足すると考えら れる	
「〜略〜「検査」「その他」又は「〇〇」のいずれかを入力する。」に変更する。 この場合、「〇〇」は各局の判断で設定可能なシステムとする等個別指導、実地調査以外にも各局の判断で、情報管理が必要であると判断した情報にかかる入力可能項目の追加を要望する。 指導事項一覧の項目欄についても同様とする。	(福岡) 例えば、当局においては、安全衛生行政の手法のひとつとして災害事例検討会を実施しているが、これに参加した事業場、開催月日、指導内容を入力管理することにより、個別指導、監督指導等との連携が図られるため。	
意見聴取に際しては、指導事項の項目一覧の提示を要望する。 その上で、項目削除・追加・改善等の意見聴取を図る必要がある。 例えば、監督においては、指導事項欄に「労働時間関係、一般労働条件、安全衛生、その他、告示違反事項」の項目があるが、安全衛生の場合はどのような項目とするのか。 要に、監督の指導項目のひとつである「安全衛生」について、安全衛生の項目と合致させる改修が必要になるのではないか。	(福岡) 指導事項の項目一覧の提示がなされなければ、項目のイメージが浮かびにくい。仮に、指導項目の意見を求めるのであれば、その趣旨を徹底した上で、求める必要があるため。	
措置対象だけではなく、措置内容(事故の型程度) についても選択出来るようにしていただきたい。	(鳥取) 指導事項を体系化して活用しやすくするため。	
指導事項で入力できる内容を示していただきたい。	(北海道) どのような内容で入力することになるの	
指導事項の代表的な(使用頻度の高い)文例を選択 入力できるようにして欲しい。	か不明であるため。 (山形) 入力作業の効率化と記載方法の斉一化。	
入力できる指導事項の項目についてどういったもの があるのか別紙等により示して欲しい。	(徳島)	
-	(東京) 現行の運営要領では、使用停止命令書・是 正勧告書を交付した場合のみ法違反として指摘し、 その他の場合は法定事項について違反と認定しない 形で、安全衛生指導書により指導することとなって おり、指導内容を記録するには非常に多岐にわたる 項目を設定することとなると思われるが、その際は 実務担当者の意見を踏まえたものとしていただきた いため。	

				(福島) 選択肢が不明であること。併せて、局において検査業者、登録教習機関、作業環境測定機関等に対する監査指導結果を入力するため、「監査指導」の選択肢を設けていただきたい。	
			が選択可能なのか、わからないので示していただき たい。	(埼玉) 類型化された事項が選択できるのであろうが、場合によっては文字入力となることを危惧している。文字入力の時は「安全衛生指導書」の手書きと重複する作業となる。	
			どのような「指導一覧」から選択するのか示しても らいたい。また、選択後の文書修正ができるように してもらいたい。	(大阪) 指導内容は画一的に記載できないものが多いため。	·
	*		指導内容は多種多様のものがあるため、選択事項は それらに対応したものとしていただきたい。	(三重)	
			各選択項目は、指導内容がわかるようなものとなる のか。選択項目の外に、指導内容がわかるようなコ メントを入力するようにすべきではないか。	(秋田) この部分が個別指導で最も重要であり、これを充実させないと入力する意味がないため。	
			選択する項目の案を早く示してほしい。	(群馬) 指導事項は幅広く、入力に時間を要するのであればシステム化による業務簡素化を図れないため。	
			選択する指導事項の選択肢を示して欲しい。	で、 (愛媛)監督復命書で選択する指導事項程度の選択 肢では、データとして残す意味が乏しい。	
				(奈良)・「違反条項」欄は削除 ・技術的・専門的な指導をする場合が多くなると思 ・技術的・専門的な指導をする場合が多くなると思 いるので、「指導事項」欄の枠を拡張してもらいた い。仮に「指導事項」が予め決まった一覧から選択す るようになっているのであれば、その準備している 指導事項一覧を示すとともに、「指導事項」の項目ご とに詳細な指導内容を入力できるようにしてもらい たい。	
			指導事項のドロップダウンリストボックスの内容を 示してほしい。	(岩手) 内容が示されていないままでは、指導事項 の項目の過不足の意見を検討できない。	•
			指導事項欄は自由入力をすることが出来るのか。自 由入力が出来ないのであれば、自由入力が出来るよ うにしてほしい。	(岩手) 安全衛生指導事項は、特定の内容に限定されるものではないと考えられることから。	
			示されたい。また、その追加・編集が可能なシステムとされたい。また、19行に違反条項とあるが、 指導事項とは法違反を伴うものを指すのか。	針・通遠等による事項の追加、局署独自に設定した 取り組み事項なども考えられるため。	指導項目については、別途意見を聴取することとした。 違反条項の指摘については、貴見を踏まえ修正する。
全体 10	9		採用していますが、法違反だけが対象となっていま	発第0312010号により、「技術的・専門的な指導等の 安全衛生業務を実施」することを求めており、単に	原案は貴見の主旨を踏まえており、事実誤認である。
10	19	違反条項	指導事項	(山口) 誤記	貴見とおり修正する。
			「違反条項」は「指導事項」と思われる。	(北海道) 誤記と思われる。	
			11項下から1行目の「違反条項」は「指導事項」 の間違いである。	(兵庫)	
M		•			

1			「指導事項」	(大阪)誤字	
10	画面	「安全衛生指導結果等情報_登録」画面の「安全衛生指導事項」タブ画面の「指導事項」コンボボックス	「監督結果等情報_登録(12-001)」と同じ チェックボックスとし、項目は「安全衛生関係」と 「その他」の選択式とする。	(山口) 監督結果等情報との整合性を図るため。	原案のとおりとする。 安全衛生指導は、単なる法違反の指摘ではなく、技術的・専門的な指導 であることから、システム入力に当たっても、必然的に監督指導とは異 なる項目内容としたところである。
11	1	参考事項・意見を入力する	復命事項・調査官意見を	(愛知) 安全衛生職員が行う個別指導は単に法違反を問うものではなく、労働者の危険防止のための安全衛生上のめゆる問題点にいます。(平成12日基発第0312010号) また、発性メカ・正子の場合ではなく、事務性が表現をであるとされている。このような視点がらずれば、中域では、中域では、中域では、中域では、中域では、中域では、中域では、中域では	
11	1	参考事項・意見	この欄はキーボードにより自由入力できるが、情報 として活用できる項目をプルダウンメニュー化し確 認事項として管理できるものとしてほしい	(宮崎) 入力簡素化にもつながる。また、確認事項の検索機能を設ければ、表彰業務などにも活用できる。	監督復命書との並びからも、原案で問題ないと考える。
11	1		「参考事項・意見」タブ画面に安全衛生活動が優秀、快適職場に該当等の情報把握のための「表彰対象等の是非」項目を追加する。	(福岡) 安全衛生行政の中で、安全衛生に対する取り組み等が優秀な事業場に対する表彰制度等が数多くあるが、いざ、対象事業場候補を推薦しようとした場合、候補事業場の推腐選定に因る場合があるため、通常業務時から、こうした事業場の把握と情報管理をするため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
11	4	最大1400文字を入力できる。	最大入力可能文字数を最低でも10000字以上にできないか、また写真等の添付を可能にできないか。もしくは参考事項にワード文書、一太郎文書を直接リンクさせることはできないか。	(要知) 【理由1】 安全衛生指導を実施制のものどのような事業場別でどのような作業を使分のような作業を使例でと、どのような情報を実施制のものどのとうな別なな事業場別しどのような作業を行ってとり、どのまずでといる場所では事業を選択でした。 (世事が参考が改立、どの事業を受別する場所はなりない。 (世事が参考が改立、との事業を受別する場所はなりない。 (世事が参考が改立、との事業を主いはなりない。 (世事が参考が改立、との事業を主いはなりない。 (世事が参考が改立、との事業を主いはなりない。 (世事が参考が改立、との事業を主いれての。 (世事がを要なのの理解を主いる。 (世事を主に、 (世事を注きまた。 (世事を主に、 (世事を注きまた。 (世事を主きまた。 (世事を注きまた。 (世事を注きまままきまままままままままままままままままままままままままままままままま	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。

				(愛知) 【理由2】 示された案では指導事項網がブルダウン入力であり、任意入方衛生指導では、条文によらない事項や、しかしな事項や力が行指導では、条文によらない事項や、技術的・ない部分であり、これのの入力・蓄積が絶対に必要では「参考すり、これのの入力・蓄積が絶対に必要では「参考すり、これのの大力・事項・意見」別が行えない。「参考すり、電子数は、大文字数は、「参考すば、表文字数は、大方のないのであれば、表文字数は、「参考すば、表大文字数は、「参考すば、表大文字数は、「参考すば、表大文字数は、「参考はば、表大文字数は、「参考はば、方を全ををして、方ののであれば、方ののであれば、方ののであれば、方ののであれば、方ののであれば、方ののであれば、方ののであれば、方ののであれば、方ののではが多くである。大阪のである。とは、方ののである。大阪で多なの大力を表ありた。とさらに多安全をと関するのでとは、本のでは、大阪のないのとないまた、考りとるためのでは、全の関するのでは、全のでは、一個のの関連では、一個のでは、全個をは、一個のでは、全個をは、一個のでは、大阪のないで変をある。とれば、特別のの関連では、全個をは、大大のの背楽をできながでは、大大のの情楽等をする。といいの指導をできながである。といいては、大大のの情楽等をできなが、「大阪のでは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪のは、大阪の	
			最大登録文字数を増やしてほしい。	(岩手) 1400文字はA4紙で約1ページに相当し、今までの復命書の作成の経緯から、文字数が足りないと考えられるため。	v
12	2	・[印刷] ボタンをクリックすることにより 下請情報一覧が印刷される。 ・印刷メニューから[宛名シール]を選択 し、…	削除されたい。	(北海道) 下請情報一覧及び宛名シールを印刷する 必要性が無いので。	
12	画面	[下請情報_検索/一覧]画面の表示	画面の下に[印刷]ボタンを増設。	されているので、画面上にも表す必要がある。	入力した検索条件に該当する下請情報が存在した場合に、検索された下 請情報が一覧に表示されることになり、この画面には下請情報一覧を印 刷するための〔印刷〕ボタンが表示される。(一覧で情報を選択するこ とにより、選択された情報のみを印刷することもできる。)
14	1	(4) 事業場の安全衛生指導等履歴の検索	安全衛生指導等履歴は、監督結果等情報からも検索 可となるようにしてほしい。	(岩手) 事業場の監督若しくは安全衛生指導等の履歴を検索するに際して、監督結果の履歴と安全衛生指導等の履歴の検索とを分けて行うのは非効率であるため。	原案で問題ないと考える。 なお、今回のシステム改修により、 [監督等違反履歴] から、 [監督・ 安全衛生指導等履歴] へ変更される。
			安全衛生指導、監督、司法の全てが、[監督・安全衛生指導等履歴]で表示されると理解してよろしいか。	(香川) 全ての指導等の履歴が、監督結果情報、安全衛生指導結果等情報、の双方で一覧として表示されるのか確認したいため。	
			の検索で一括して可能なのか、又は、監督結果情報と安全衛生指導結果等情報のそれぞれの画面を開き2度検索する必要があるのか判然としない。 仮に2度検索が必要なシステムであれば一括検索できるシステムを要望する。		
			この項目の中に、監督結果等情報からも同様の検索 ができることを明記する。	(石川) 監督結果等情報からでも検索できるため。 	

			書及び整理簿検索]という項目を作成し、そこから 検索するようにする。	結果等情報の中から検索できるほうが利用しやすい と思われるため。	
	画面	び[監督・安全衛生指導等履歴]	規登録]までとし、[監督・安全衛生指導等履歴] は、メニューバーの[業務選択]を開いたときの選択 リストで表示するようにする(別添 案1)。ある	(岡山) [監督・安全衛生指導等履歴]が[監督結果等情報]から開けるのかは不明だが、この履歴は監督・安全衛生の両担当ともによく使うものになると思われ、業務選択する場合に監督・安全衛生が共通的に開いていく画面で選択できるようにしたほうが、操作性がよいと思われるため。	
17	14	(5)安全衛生指導復命書・整理梅の検索	監督結果等情報からも安衛指導等履歴が検索できることとして欲しい。		監督復命書検索と安全衛生指導復命書検索を一体的に表示できることと するためには、大幅な改修が必要であるため、今回のシステム改修では 実現しない。 しかし、事業場基本情報画面において業務選択メニューから安全衛生指 遠結果等情報又は監督指導結果等情報を選択し、さらに監督・安全衛生
			安全衛生指導復命書・整理簿及び監督復命書・整理 簿は一体的に検索可能としてほしい。		指導等履歴を選択することで安全衛生復命書、監督復命書、司法事件情報の一覧検索可能であるので、積極的に活用されたい。
19	10	安全衛生指導重点対象区分の設定	ウンにより選択して入力する、文言入力のいずれも	(宮崎) 各局間でも標準的なものがあると考えられるとともに、各局独自の指導対象区分名称が想定される。このため、入力についての簡素化と自由設定の両方を具備していただくとよいと考えるため。	各局において、安全衛生指導重点対象区分名の自由設定が可能であり、 一旦設定を行った以降は、各署において、プルダウンから当該安全衛生 指導重点対象区分の選択が可能となる。
			分の登録は2月1日から3月末までとなっているが、17年度からシステムが稼働する予定ということからすると、17年度の重点対象区分設定は行えないのでしょうか。それとも重点対象設定のみ稼働可能という環境とするのでしょうか。	前提であれば、17年度の重点対象区分設定を16年度中に行うことができるのか疑問が生じたため。	安全衛生運営要領に基づき、各署において、年間安全衛生業務計画の策定の際に、重点対象を設定することとしているため、基本的には、年度途中での変更はないものと考えており、管内状況の変化の対応のため、追加のみ可能としているところである。なお、システムの稼働時期については平成17年3月28日を予定しているので、平成16年度の安全衛生指導重点対象区分を平成16年度内に追加設定することも可能である。
		·	各種ガイドライン・対策要綱等の設定を行えるよう	(富山) 安全衛生関係の個別指導は、各種ガイドライン・対策要綱等に基づく指導が中心であり、法違反に係る集計を前提にシステムを構築することは、無意味である。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
			入力可能上限数を設けないでほしい。また、対象区	(富山) 局監督課で行っている重点対象区分の設定は、設定の番号の変更・対象区分の名称変更だけでも、訂正に2日間かかる。また、入力条文の上限があるため、変更条文を入力するために既存の条文を消してから、翌日入力可能となるシステムなので、全て当日変更・当日入力可能にしていただきたい。	
20		[安全衛生指導重点対象]は、各労働局ごと に設定したもの	[局避定安全衛生指導重点対象]、[署避定安全衛生 指導重点対象]としそれぞれで設定可能とすること。	号によれば業務計画策定時の重点対象は署において 設定するものとなっていること。これを労働局に 一括して調整、取りまとめるのは単に業務を煩雑に させるだけであるため署独自の重点対象項目を設定	各署において、重点対象の設定を可能にするためには、大幅な改修が必要であるため、今回のシステム改修では実現しないが、当面は、署で定めた重点対象を局へ報告し、局が登録するなどにより対処されたい。また、安全衛生運営要領に基づき、各署において、年間安全衛生業務計画の策定の際に、重点対象を設定することとしているため、基本的には、年度途中での変更はないものと考えており、管内状況の変化の対応のため、追加のみ可能としているところである。

		るのは局のみである。本省や署で設定することはできない。		局にて一括して重点対象区分を登録する場合、実際の運用では、「その他署独自で設定した対象」といった区分が必ず必要となる。汎用性を持たせるため、歴味かを称にサギスを得かいのだが、曖昧かを	
		更新、削除することはできない。	きない。	称であるため、のちのちの検索等、活用が難しく、 データの損失となる。	
		・来年度分の登録は、2月1日から可能となり3月末日までに登録する。3月末日まで に登録されない場合は、今年度の登録内容 が自動的に来年度に持ち越される。	またそれぞれの項目は、局・署それぞれで登録等管	らかじめ「局設定分」と「署設定分」の2項目に分けて管理を行うことが適当と思われる。基本的には	
			・年度途中の更新、削除は、過去の入力データに影響する可能性があることから、できないこととして適当と思母するが、追加については年度途	またその場合、登録・削除・追加の各処理は、局・署それぞれで行いたい。 さらに、H15.3、12基発第0312010号の記の1の(2)では『労働災害の多発、特定の業種等における顕著な増加又は社会的問題となる健康障害の発生等の場合には迅速に必要な対応を図ること』とされており、これを踏まえて年度途中で重点対象区分を新たに設定する必要が生ずる場合も十分予測できる。	
				このような場合に対応できるよう、年度途中の設 定追加が可能となるようシステム修正することが必 要である。	
				(愛知) 【理由 2】 平成15年3月12日付基発第0312010号において、「各署において安全衛生部署が行う安全衛生業務に係る年間安全衛生業務計画を次により策定すること。その際、重点対象、対象事業場等について年間監督指導計画との役割分担及び連携に留意すること。」とされており、重点対象項目の策定などは署が主体的に行なうものとしている。また同一局内であっても署ごとの状況には相当な相違があるため、重点対象項目については局ではなく署が設定することとされたい。	
				(愛知) 【理由3】 年度中に重大、死亡災害の多発、世間に注目を集め る災害が問題となった時等に迅速かつ柔軟に対応し 適宜重点対象の追加が必要になることが見込まれる ため。またこれらを年度前にあらかじめ想定したう えで例えば「その他」等の項目にて対応することは 可能であるが登録された情報をデータベースとして 将来活用し過去の指導歴を踏まえての効果的、効率 的な指導を行うことを考慮すれば随時[安全衛生指導 重点対象区分]を追加できるようにすべきである。	
				(愛知) 【理由4】 次年度計画を立てるということは業務を計画的に遂 行するために必要なことであり、計画調整会議にお いて次年度計画を確定した後に新規業務を突発的に 追加しない為計画調整最終日をその締め日とする。	
23	32	(7) 重措置海の検索/更新	「重措置」に関連する部分を削除する。	(岡山) 監督として処理するようになるため。	原案のとおりとする。 安全衛生業務においても、重措置に該当する使用停止等命令書を交付することがあるため記述している。なお、重措置簿の管理は従来通り、監督部署で行うものである。
25	1	(8) 安全衛生指導等実績の定型統計	定型統計は、システム入力が要件となっている安全 衛生指導種別に指定してはいかがか。	(北海道) システム入力は、全ての庁外活動を正しく反映しているものではないため。	原案のとおりとする。 すべての指導種別について、個別システムに指導年月日・指導種別等を 入力しても構わないこととしており。局や署において、必ず入力するこ ととした場合には、定型統計により実績を把握することが可能となる。

			統計としての実用性に疑問があると思われるが如何。	地調査及び災害調査以外の安全衛生業務については、安全衛生指導番等を交付した場合のみ復命書を作成し統計に反映されること、なお書きで「安全衛生指導書を差し支えない。」と取り扱いが曖昧	すべての指導種別について、個別システムに指導年月日・指導種別等を入力しても構わないこととしており。局や署において、必ず元かすることとした場合には、定型統計により実績を把握することが可能となることから、安全衛生業務実績報告の作成に資するとものである。なお、監督指導計画によるものであれば、監督結果等情報への入力となり、安全衛生業務計画によるものであれば、安全衛生指導結果等情報への入力となる。
25	8		表中に示されている、次の項目の意味するところを示されたい。 ①安全衛生指導等実施事業場数 27頁 ②指導等事業場数 27頁 ③安全衛生指導等実施 27頁 ④指導等件数 27頁 ⑤庁政目標の指導等事業場数 8頁 ⑥については、計画数をいう意味であると考えられるが、今回のシステム改修のいずれの部分で設定、入力を行うのか。	計画策定に関してもシステム化を要望する。	①安全衛生指導結果等情報に登録した個別指導等の延べ事業場数である。 ②①のうち安全衛生指導書、是正勧告書等を交付した延べ事業場数の意味であり、「指導等有事業場数」に修文する。 ③安全衛生指導結果等情報に登録した個別指導等の延べ事業場数の意味であり、「安全衛生指導等実施事業場数」に修文する。 ④①のうち安全衛生指導事。是正勧告書等を交付した延べ事業場数の意味であり、「指導等有事業場数」に修文する。 ⑤安全衛生指導重点対象区分の設定の際、行政目標とする指導事項及び条文を設定することが可能であり、当該指導事項及び条文に係る指導等を行った事業場数の意味であり、「行政目標の指導等有事業場数」に修文する。 安全衛生業務計画の作成を支援するシステムの構築のためには、大幅な改修が必要であるため、今回のシステム改修では実現しない。
			るものを構築して、監督システムと連携するものと	(強質) 本システムでは実績集計のみであるが、監 アステムでは年間計画に対する実施率と連動し、かつ、署では監督官と技官の年間計画を別々に作成した上で、計画・実績をあらためて集計し把握しているが、連動することにより署業務の軽減と効率化が図れるため。	
26	※印刷例		当該統計を出力可能とした趣旨が不明であるが、この統計を作成するために今回のシステム改修を行うことがあってはならない。 この趣旨から、違反率を問うこと自体に必要性が見出せない。 当署が望む統計は、以降も数多く行われるであろう個別指導において、安全衛生担当者が自らのするとは情報を他署を含め、とつの膨大なデーもってのよとして情報の共有化を図り、当該統計をもものである。 統計の出力項目については、「安全衛生業務運営要領」における安全衛生指導の位置付けについてよる。統計の出力項目については、「安全衛生業務運営要領」における安全衛生指導の位置付けについてよりに検討を行い、不可避定を行うことを強く望む。このため、違反率等の統計は一切不要である。		費見をふまえ、違反率については、指導等率に修文する。
		※印刷例 「平成16年度 安全衛生指導等実施表」 (安全衛生指導種別) (署別) (安全衛生 指導重点対象区分別)	各表の違反率の欄を削除する。	(新潟) 安全衛生指導書には、乙事案に該当する内容まで記載できることとなっており、敢えて違反率を記載する必要はないと思われる。	·

※印刷例「平成16年度 安全衛生指導等実施表 (安全衛生指導種別)」の「違反率」(%)」	「指導率 (%) 」とする。	(山口) 安全衛生指導を目的としているため。
※印刷例「平成16年度 安全衛生指導等実施表(署別)」の「違反率(%)」	「指導率(%)」とする。	(山口) 安全衛生指導を目的としているため。
※印刷例 「平成16年度 安全衛生指導等実施表 (安全衛生指導重点対象区分別)」の「違 反型」(%)」	「指導率 (%) 」とする。	(山口) 安全衛生指導を目的としているため。
※印刷例 「平成16年度 安全衛生指導等実施表 (安全衛生指導重点対象区分別)」の「行 政目標に係る是正勧告書甲交付及び使用停 止…」の欄		(山口) 安全衛生指導を目的としているため。
平成〇〇年度安全衛生指導等実績表	違反率は不要。	(青森) 安全衛生指導書では、法違反を区別していないため不要と考える。
達反率	当該統計を出力可能とした趣旨が不明であるが、この統計を作成するために今回のシステム改修を行うことがあってはならない。 この趣旨から、違反率を問うこと自体に必要性が見出せない。 当署が望む統計は、以降も数多く行われるであろう個別指導において、安全衛生担当者が自らので見た情報を他署を含め、ひとつの膨大なデータベースとして情報の共有化を図り、当該統計をもってである。統計の出力項目については、「安全衛生業務運営学の安全衛生指導の指標とすることが可能なものでの安全衛生指導の位置付けについてけ、「安全衛生業務運営学行」における安全衛生指導の位置付けについて、「安全衛生業務運営学行」における安全衛生指導の位置付けについて、「安全衛生業務運営学行」とある。 定型統計実績表から違反率の項目を削除すること。	
(表中の) 違反率	定型統計実績表に違反率を反映させないこと。	目的ではなく、安全衛生指導システムに導入するには不適切である。 違反率の向上=仕事の成果のような誤解を生じる。 また、業務評価(管理)の対象となる恐れあり。
安全衛生指導等実績表の印刷例の画面	遠反率という表示を指導率に変える。	(石川) 指導等事業場数として、指導書を交付した 事業場数とするのなら適切な表現でないと思われる ため。
各実績表	遠反率欄は削除すべきである。	(岩手) 安全衛生指導の実績を把握するに当って は、法違反率を把握する必要はないこと。

実績表		(和歌山) 違反率の欄は意味が無く、むしろ誤解を 生む可能性がある。	
7	反に、法条項を特定せずに安全衛生指導書を交付したものは法違反として入力しないという取扱いをするならば、実績表に設けられた違反率の欄を削除されたい。		
定型統計について i	皐反率を削除する。	(神奈川) 個別指導の主目的からして不要と考える。	
	実績表の表示方法については、監督結果等情報から 監督実績表が表示できることにあわせて、その項目 から実績表を表示できるようにする。	(石川) 実績表の表示・印刷を簡単にできるため。	今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。
「安全衛生指導等実施事業場数」、「指導 等事業場数」及び「違反率」 	これらが何を集計したものか示していただきたい。		「安全衛生指導等実施事業場数」は、安全衛生指導結果等情報 た個別指導等の延べ事業場数であり、「指導等有事業場数」は、 生指導書、是正勧告事等を交付した延べ事業場数である。「違」 「指導等率」に改めることとし、「安全衛生指導等実施事業場 ち「指導等有事業場数」の割合である。
17	27項の署別定型統計は対象局選択であるはずだ が、図表右上の標記が「〇〇労働基準監督署」に なっている。	(兵庫)	貴見を踏まえ「○○労働局」に修正する。
	安全衛生指導種別に業務 <u></u> 基を入力する欄を設けてい ただきたい。	なるため。	原案どおりとする。 なお、エクセルデータとして表示されるため、適宜、表を加工が可能である。
	署の実績値については、桁数を減らして文字を大き くしてもらいたい。	(岩手) A4版に縮小すると字が見えなくなる。	原案どおりとする。

頁	行	本 文	意見及び修正案	理由	回答
全体	要望		された文書をシステムに登録できるようにしてもらいたい。		原案でも指導事項を入力することにより、過去の指導結果の検索、分析が可能であり、必要に応じて検索結果により過去の復命書等を参照することも容易になると考える。
_		生指導結果情報1」欄等	安全関係評価欄、労働衛生関係評価欄及び総合評価欄を設ける。 例 総合評価□ 安全 評 価□ 上労働衛生評価□ 評価A 概ね良好であり当面指導を要さない 評価B ~ 評価C ~	安全衛生指導は、事業場の安全衛生状況を評価し、次の指導に結び付けることが求められるものである。 (東京)	現段階で事業場の評価を一律に示すことは困難であり、原案どおりとする。 なお、各局で事業場基本情報の自由設定項目等を設定することで必要な情報を記録し、参照することが可能である。
-	-		システムの入力について、安全衛生指導書 で、違反事項を記載したものは、「違反」で 入力するのか、または、個別の指導事項に入 力すべきか。	·	違反条項は入力せず、指導事項を入力する。
1	⑥ ア		複数を選択できるようになっているが、安全衛生指導で後日必要なデータは、これらの指導を行った事業場のリストが後日検索できることが肝要である。今回の安全衛生指導新システムについては、これが可能になるようにしてもらいたい。	思われる。) また、安全衛生指導重点対象区分では、検索を行うためには十分なデータとは成り得ないと思われるため。(宮崎)	·
1	5	指導事項及び改善月日…	力方法はどのようにすべきか	期日を定めて改善を求めることが出来ない場合もある為。 (秋田)	ず、印刷した復命書に記入されたい。
1	11	項目の入力及び[入力]ボタンのクリックを繰 り返す	(例:ドロップダウンリストでのCtrlキー押下による複数選択や、一画面内でのチェックボタン化等)	間の制限されたシステムである以上、できるだけ入力作業の手間を省くべきと考える。 (神奈川)	運用時間の延長については、今後とも各局の 要望を踏まえて検討してまいりたい。
1		安全衛生指導事項入力画面のうち、指導事項 入力欄および指導事項ग	別紙の指導事項の表にある「説明」の部分も 選択項目の後ろに表示していただくようお願 いする。	今回初めて提示された指導項目については、 別紙の表の説明部分をよく理解しておかねば ならないが、項目も多いので、入力、修正の 都度、手引き等の文書で項目の説明を確認し ながら作業を行うような必要がないよう、配 慮をお願いしたい。 (岡山)	頂く <u>。</u>

1	7~ 8	事項を入力した場合はエラーメッセージが表示される。	セージが表示される。」と修正をお願いしたい。	となっているが、指導事項としては同じ区分でも、内容によって異なる改善期日を設定することは時々あることである。従って是正期日の異なる同一の指導項目の入力はエラーとはせず、入力者の意志を確認するようにしていただきたい。 (岡山)	結果の検索、分析が可能であり、必要に応して検索結果により過去の復命書等を参照することを目的としており、原案どおりとする。
2	3	指導事項一覧 3「動力クレーン等」の欄の 説明 (クレーン等安全規則適用外のもの及び巻上 用ワイヤローブ等物上げ装置の一部となった 状態のものも含む。)	もらいたい。	るため。(広島)	レーン等安全規則適用外のクレーン等、勝質 装置、ゴンドラ等の物上げ装置及び巻上用ワイヤローブ等物上げ装置の一部になった状態のものも含む。)に関する指導を行った場合に選択する。」に説明を改める。
2	4	に該当するものが2つ以上ある場合には、該 当するものをすべて選択する。	に分け、小分類での入力とする。 	指導項目が複数の場合、該当する項目をその 都度探す煩雑さがある。それよりも1つの指 導項目を細分類した方が簡便に入力できるた め。(青森)	を行う際の参考意見とさせて頂く。 なお、選択し場さを考慮し、安全衛生に関すること、産業安全に関すること、労働衛生に 関することの順に改める。
2	4	「また、1つの指導事項につき以下の指導事項に該当するものが2つ以上ある場合には、該当するものをすべて選択する。」	入力の際は、2つ以上の該当する指導事項を 選択するとしても、指導履歴の検索の際につ いては、実際に指導した指導事項が何であっ たのかどうかが、わかるようにしてほしい。		原案どおりとする。 原案でも指導事項を入力することにより、過 去の指導結果の検索、分析が可能であり、必 要に応じて検索結果により過去の復命書等を 参照することも容易になると考える。
2	4	また、1つの指導事項につき以下の指導事項 に該当するものが2つ以上ある場合には、該 当するものをすべて選択する。	のはすべて選択することとなり、例えば、有機溶剤健康診断について指導した場合に「46健康診断」と「20有機溶剤」の項目に重複して入力するというふうに考えますが、念のためお伺いします。		貴見のとおり。 原案では、1つの指導内容でも該当する指導 事項を複数入力することにより、過去の指導 結果の検索、分析が可能であり、必要に応じ て検索結果により過去の復命書等を参照する ことも容易になると考える。
2		別紙 指導事項一覧 5行目 該当するものをすべて選択する。	左記のかっこ書きとして(なお、アタッチメントの変更により使用用途が任意に変更できる機械は、その使用状態において指導した項目を選択する。)	ラインダー等)は、一般動力機械になるか木 材加工機械になるか使用状態に対して決定することが適当と思料されるため。 (東京)	
2	5	また、1つの指導事項につき以下の指導事項 …該当するものをすべて選択する。	削除若しくは、別添 ii と同文とする。	では1回で複数の指導項目ができるように思えるため。(山梨)	
2	7	別紙 指導事項一覧 1 安全衛生管理活動	項目の細分化 例 1-1安全衛生委員会の活動 1-2各級管理者の職務励行等 1-3能力向上教育 等	原案では分類が大きく、内容が多岐に渡るため、後に活用できない。細分化することにより、問題点の把握が可能となり、具体的資料となりうる。 (東京)	
2	14	指導事項一覧の項目 番号2 圧力容器	圧力容器→ボイラー等	ボイラー及び圧力容器安全規則を通称ボイ ラー則と呼んでいるため。 (北海道)	費見を踏まえ、「ボイラー又は圧力容器」に 改める。
2	14	別紙 指導事項2「圧力容器」	「ボイラー・圧力容器」とする。	わかりやすいため。(群馬)	

		自主検査	自主検査等とする。	作業前の点検を含めるため。(佐賀)	貴見を踏まえ「自主検査等」と改め、説明を
6	2				「機械等の自主検査等に関する指導を行った 場合に選択する。」に改める。
6		指導事項一院 番号43 安全衛生教育 危険又は有害な業務に従事する者に…選択す る。	第3項)に分ける。	指導事項一覧 番号43の安全衛生教育は特別教育と思われるが、一般の教育の指導も必要なため。(山梨)	費見を踏まえ「安全衛生教育」の説明を「管理者及び労働者に対する安全衛生教育について指導を行った場合に選択する。」とし、法定外の教育を含むものとする。
6	24	別紙 指導事項一覧	50快適職場の次に、「地域産業保健センター」の項目を追加。説明「地域産業保健センターの活用に関する指導を行った場合に選択する。」		貴見を踏まえ、加えることとする。
5	38	DT」の項目を追加。	指導事項一覧38の「腰痛」の欄の次に「VDT」の項目を追加し、説明を「VDT作業における労働衛生管理に関する指導を行った場合に選択する。」にしてもらいたい。	指導を行った場合の選択項目がないため。	貴見を踏まえ、「VDT」を指導事項に追加する。
別紙		別紙「指導事項一覧」への追加。	別紙、「指導事項一覧」に指導事項として、 「VDT作業」を追加いただきたい。	「VDT作業ガイドライン」に基づく労働衛生管理を指導した際等、VDT作業に関する指導を行った場合に選択するため。(岐阜)	
別紙	全般	指導事項一覧	指導事項項目を中分類、できれば小分類まで に分類する。 例: 3 動力クレーン等 (1)構造 ①外れ止め ②… ③… (2)作業方法 (3)保守点検 (4)その他	く、集計もしやすいと思われるため。 (大 分)	階層化については、今後、システムの見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。 なお、選択し易さを考慮し、安全衛生に関すること、産業安全に関すること、労働衛生に関することの順に改める。
別紙		別添⑥及び別紙			ものを選定することとしている。大別の階層 等を設けることについては、今後、システム の見直しを行う際の参考意見とさせて頂く。 なお、選択し易さを考慮し、安全衛生に関す
別紙		別添⑥及び別紙	別紙のとおりの指導事項項目にするならば項目を大分類、中分類等にされたい。 大分類 中分類 安全衛生管理体制01 リスクアセスメント02 その他03 ポイラー等01 クレーン等02 有機溶剤等01 のように階層化すべきである。	入力しやすく、また、将来の改善も容易である。現在のものは安全衛生管理が冒頭でリスク等が最後に出てくる等、順序がわかりにくく、該当項目を探しにくい。 (群馬)	ること、産業安全に関すること、労働衛生に関することの順に改める。

別紙	全般	指導事項一覧	『安全作業マニュアル作成指導』『衛生作業マニュアル改善指導』『年間安全衛生管理計画作成指導』『騒音障害防止ガイドライン指導』等の内容を加味した指導項目する。または、キーボードによる自由入力を可能とする。		
別紙		指導事項一覧 1 安全衛生管理活動	項プルダウンメニューを大・中・小の枝項目 設定とする。		
別紙		指導事項一覧(表)	指導事項に局、又は署において設定できる自 由設定項目を追加していただきたい。	指導事項について、地方局や、署において独自の指導項目を設ける場合、今回初めて提示された指導項目候補では「その他の産業安全」「その他の労働衛生」で全て入力することになる。自由設定項目を設けていただく独自の指導がどのように行われているかが把握出来るようになるので、配慮をお願いしたい。(岡山)	
別紙		指導事項一覧(表)	を設けることとしてはどうか。	今回初めて提示された指導項目について、プルグウンメニューで指導項目の表を開くと、選択項目が多すぎ、入力の際手間がからととといる。例えば『産業安全関係』『労働衛生関係』『その他』などと階層を分ければ、階層を下がるごとに選択肢が少なくなり、入力しやすくなると思料される。(岡山)	
別紙		別紙「指導事項一覧」	1~53の指導事項項目について、プルダウンメニューで一覧表示する方法とし、また、事業場基本台帳の業種入力のように大きな分類から項目を絞り、入力できるようにしていただきたい。		
別紙		別紙 指導事項	寄宿舎に関する指導は「その他」でよいか。	寄宿舎の実地調査等も多いため。(群馬)	安全衛生業務計画に基づき実施する場合は、 計画の届出ではないため、指導種別は「その 他」で入力することとなる。 なお、監督指導計画に基づき実施する場合 は、調査結果の登録は行わないが、実績の回 数等は、「月別監督指導計画及び実績表」に 入力する必要がある。
別紙		指導事項一覧 10 型枠支保工 18 通路・足場・作業構台	この2つの項目については連番とする。	指導事項一覧から探すときに分かりやすいた め。(宮崎)	貴見を踏まえ改める。
別紙		※指導事項一覧の項目の追加	した場合について登記する。		択することになる。
別紙		※指導事項一覧の項目の追加	派遣労働者に係る指導事項を派遣先に行った 場合に登記する。		原案どおりとする。 なお、各局で事業場基本情報の自由設定項目 等を設定することで必要な情報を記録し、参 照することが可能である。

別紙		指導事項一覧		重点的に指導する事項であり、とりまとめを 行う必要も考えられるため。 (福井)	
別紙		「指導事項」の項目	れ・こすれ」を加えていただきたい。 (『事故の型』に相当する指導事項が「墜落・転落」・「飛来・崩壊」のみとなり、項目が不足していると思われる。)	ているが、「作業方法」から生ずる危険の防	
別紙	1 6 及び2 6	(…作業主任者の職務に関する指導を含む)	() 書きを削除し、指導事項に別立てで、「作業主任者」を設けるか、または、他の作業主任者の職務がある「指導事項」についても説明欄にも() 書きを記載する。		貴見を踏まえ、括弧書きを削除する。なお、 木材加工用機械等の作業主任者に対して指導 を行った場合は、「木材加工用機械」と「作 業主任者」の両方を選択するように関連指導 項目をすべて選択すること。